



# 領収書等の添付様式

整理番号 48

領収書その他の証拠書類の添付欄

**ご利用控**

お取引内容 振込	種別番号 11	取引番号 045	ご利用年月日 30-10-25
取引店番号	銀行番号	口座番号	口座番号
万円	千円	円	お取引金額 ¥50,000
デスクリョウ			お取引後残高
¥648			*****
(00025)			
ご依頼人オオイトイツノカイ イツハ。			
お振込明細・ご案内	お振込先 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>		
お受取人 <span style="background-color: black; color: black;">XXXXXXXXXX</span>			

いつもご利用いただきありがとうございます。

**伊予銀行**

印紙税申告納  
国庫印紙松山  
税務署承認済

事業名、使途及び内容等

調査委託費 10月分

あん分による充当の場合

あん分の率 (                    )

あん分による政務活動費の充当額 (                    円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (                    円)

## 政務調査依頼書

業務委託者（甲）	大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
業務受託者（乙）	■■■■■

甲は乙へ政務調査委託契約書に基づき下記の通り、政務調査を依頼する。

1. 件 名	平成 30 年決算特別委員会に係る政務調査
2. 契約金額	金 50,000 円
3. 業務内容	平成 30 年第 3 回定例県議会に上程される議案、意見書、請願、報告を対象とし、これらをシステム論の観点から検証し、県民、国民に対し強く発信する必要があるものにつき、見解をまとめ報告する。
4. 期 間	平成 30 年 9 月 6 日 ～ 平成 30 年 10 月 2 日
5. 特記事項	

平成 30 年 9 月 6 日

大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史  
〒876 - 0854 大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号  
TEL. 0972 - 28 - 5490 FAX. 0972 - 28 - 5361

平成30年10月1日

政務調査委託業務終了報告書 兼 請求書

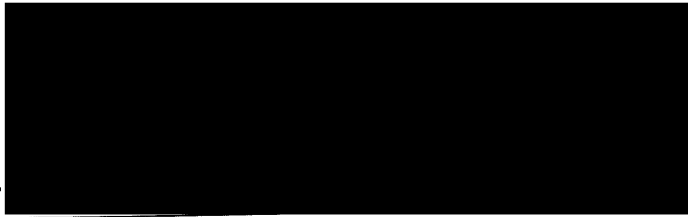
大分県議会会派 おおいた維新の会

桑原宏史 殿



平成30年9月6日付け政務調査委託業務依頼について、下記のとおり業務が完了したので報告します。

なお、当該業務に係る委託金を合わせて請求しますので、下記口座に振り込み願います。

1.成果報告	<p>【平成30年決算特別委員会に係る政務調査】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上程議案につきシステム論の観点から内容を精査し、議案質疑及び討論すべき対象を提示し、案を作成する。(7件)</li></ul> <p>*平成30年10月1日メール送信済み</p>
2.請求額	金 50,000 円
3.振込口座	<ul style="list-style-type: none"><li>・ </li><li>・</li><li>・</li></ul>



決算特別委員会資料

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年9月6日(木) 8:22

To [REDACTED]  
[REDACTED] 様

昨日開会した定例会にて知事の提案理由の説明がありました。こちらも質疑対象となりますので、念のため添付にてお送り致します。

また、下記の決算特別委員会に関する書類を本日郵送にてお送りいたします。

- ・平成29年度大分県歳入歳出決算概要
- ・平成29年度大分県歳入歳出決算説明書
- ・平成29年度大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書
- ・「平成29年度における主要な施策の成果」各部評価結果一覧表
- ・平成29年度における主要な施策の成果
- ・大分県長期総合計画の実施状況について（平成29年度実績）
- ・平成28年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書
- ・大分県公営義侠会計決算審査意見書

以上よろしく願いいたします。

決算特別委員会資料が届きました。

受信トレイ

2018年9月8日(土) 8:56

To 自分

昨日、決算特別委員会資料が届きました。

決算特別委員会では、質疑は、一問一答でしょうか。それとも複数回質問できるのでしょうか。

以上、よろしく願いします。

From [REDACTED]

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2018年9月13日(木) 7:52

To [REDACTED]  
[REDACTED] 様

”決算特別委員会では、質疑は、一問一答でしょうか。それとも複数回質問できるのでしょうか。”  
返事が遅くなりすみません。まだ今年度の決算特別委員会運営要領が出ていませんが一昨年資料を見ると「(1) 質疑は、付託事件(決算)に関する質疑にとどめることとし、1人5分以内とする。(2) 質疑の方法は、1人一括問答方式とし、再質疑は2回にとどめるものとする。」となっています。各部毎に行われるので部ごとに質問が複数あっても最初に一括して質問します。それぞれ答弁が行われ、再質問があればまた一括して行う形で2回行えます。一昨年の運営要領をお送りしておきます。写真撮影で見にくくすみません。  
ちなみに29年度決算は12月定例会の初日に審議されます。採決の前に討論が行えます。

2018年10月決算特別委員会

受信トレイ

2018年9月13日(木) 16:53

To 自分

ご回答ありがとうございました。

≪ (1) 質疑は、付託事件(決算)に関する質疑にとどめることとし、1人5分以内とする。

(2) 質疑の方法は、1人一括問答方式とし、再質疑は2回にとどめるものとする。≫

では、質疑のパターンとして、

1回目: 問題提起の質問

2回目: 提案

3回目: 念押しの締めくくり

となることを想定して、案の作成を行いたいと思います。

それに先立って、以下の事業に関する詳しい資料があれば、取り寄せてください。

事業の名称は、「平成29年度における主要な施策の成果」にあるものです。

(1) 企画振興部関係

大分アジア彫刻展(国際芸術文化振興事業)

(2) 福祉保健部関係

自殺予防対策強化事業

(3) 生活環境部関係

循環社会構築加速化事業

(4) 商工労働部関係

おおいたスタートアップ支援事業

(5) 農林水産部関係

木材生産コスト低減推進モデル事業

(6) 土木建築部関係

海岸保全事業(特に安岐海岸の護岸工事に関して)

(7) 教育委員会関係

小学校学力向上対策支援事業

中学校学力向上対策支援事業

(特に、両事業における習熟度別指導推進教員の配置に関して)

以上、よろしく申し上げます。

From

Fwd: 決算特別委員会に係る資料請求

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年9月27日(木) 19:26

To

様

取り急ぎ入手した資料をお送り致します。

松岡太陽光発電所について

受信トレイ

2018年9月29日(土) 14:47

To 自分

桑原様

資料が全部そろいました。ありがとうございます。

ところで、以前、2018年第1回定例会予算特別委員会質疑案に以下の質問があったのですが、もし執行部から回答があったなら、その内容を教えてください。会議録検索で見つけることができなかったので、よろしく願いします。

一回目

企業局が、平成25年より松岡太陽光発電所で稼働させている県営メガソーラーについて質問します。経済産業省は、先月7日に、FIT、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度で、2018年度から10キロワット以上の太陽光発電の調達価格を現在の1キロワット時あたり21円から、18円に引き下げる調達価格等算定委員会委員長案を提示しました。この委員会の「平成30年度以降の調達価格等に関する意見」によれば、2020年に非住宅用太陽光発電の1キロワット時あたり発電コストを14円に、2030年に7円に引き下げる目標が掲げられています。今後調達価格が引き下げられていく中で、県営メガソーラーの経営が成り立つのかどうか、今後の見通しを示してください。

二回目

私は、採算がとれるかどうかという問題以前に、県自らが太陽光発電事業を行う必要があったのかどうか、大変疑問に思っています。水力発電の場合、ダムは水道事業の水源として公共性があるので、少なくとも水道インフラの所有権は県が持つべきだという主張は理解できます。しかし、太陽光発電にはそのような公共性はないし、だから他の地域では、民間の事業者がメガソーラーの運営をするのが普通です。

松岡太陽光発電所は、当初、再生可能エネルギー導入促進のリーディングモデルという位置付けであったようですが、県がリーディングモデルを作らなくても、民間の事業者は高額に設定されていた調達価格目当てに太陽光発電に参入したでしょうし、むしろ参入する民間の事業者が多すぎるのが今大きな問題になっているということを考えるなら、県営メガソーラーはやるべきではなかったと私は思っています。

県営でやる必要がないなら、松岡太陽光発電所は民間に売却するべきであり、買い手が見つからないほど経営が成り立たないのなら、県の財政にとっても負担になるので、事業そのものを止めるべきだと私は思うのですが、企業局は今後もメガソーラーを県営で続けるつもりなのでしょうか。

2018年度 予算特別委員会 質疑案（暫定版）

受信トレイ

2018年10月1日(月) 10:34

To 自分

桑原様

まだ作成途中ですが、期日が迫ってきたので、予算特別委員会質疑案の暫定版をお送りします。10月2日の企業

局に対する質疑は、本日送られることになっている松岡太陽光発電所に関する答弁を見て決めます。

---

10月3日

生活環境部関係

循環社会構築加速化事業について質問します。

事業の課題として廃プラスチック類の再資源化率が低迷していることが挙げられています。周知のとおり、これまで世界のプラスチック廃棄物の60%を輸入してきた中国が、今年から輸入禁止に踏み切りました。環境省は、プラスチックをリサイクルするための補助金を三倍にする意向ですが、そもそもプラスチックのリサイクルは、収益性が極めて低く、リサイクルを強制しても、不法投棄が増えるだけではないかと私は懸念しています。

プラスチックゴミによる海洋汚染は深刻で、ストローを紙製に変えたぐらいで解決する問題ではありません。プラスチックのマテリアル・リサイクルが事業として成り立たないのであれば、廃棄物発電の燃料として使うサーマル・リサイクルも考えなければなりません。現在のガス化溶融炉なら、有害物質をほとんど出すことなく、サーマル・リサイクルとマテリアル・リサイクルを行ってくれます。

ここで質問ですが、この事業では、サーマル・リサイクルは対象外なのでしょうか。

10月4日

土木建築部関係

海岸環境整備事業について質問します。

この事業は、大分うつくし作戦の一環として位置付けられ、「平成29年度における主要な施策の成果」(p.221)には、事業の課題として「台風や集中豪雨により発生したごみや流木が漂着し、安全で快適な海岸利用の支障となっている」とあります。ところが、私を取り寄せた資料を見ると、防砂柵や緩傾斜護岸は、国道と海岸の間に設置されていて、国道の通行止めを防ぐ効果はあるものの、海岸へのごみや流木の漂着を阻止する機能はなく、むしろ海岸に押し返す働きがあるのではないかと思います。

もとより、私はそれを土木建築で解決せよと言っているわけではありません。私は、つな☆ばんプロジェクトという番匠川を清掃する活動に参加していて、安岐海岸でも、そうしたコミュニティのボランティア活動でごみや流木が撤去されることが望ましいと思います。

道路保全課の事業に「クリーンロード支援事業」というのがあって、道路美化活動を行う自治会やボランティア団体の支援を行っていますが、安岐海岸をボードセーリング大会やサーフィン大会を開催するための観光資源にしたいのであるならば、同様の支援事業があってもよいのではないのでしょうか。

農林水産部関係



木材生産コスト低減推進モデル事業について質問します。

「平成 29 年度における主要な施策の成果」(p.195)には、「主伐・再造林への本格移行に当たり、トラックが通行不能である路網未整備地では搬出作業の負担が大きくなるため主伐の生産性が悪く、再造林費用の捻出が困難となることから再造林が進んでいない」とあり、まるでこの事業の目的が再造林であるかのようです。しかし、主伐しなければ再造林も不要になるのですから、再造林費用の捻出はこの事業を正当化しません。

取り寄せた資料には「主伐・再造林による林齢平準化が必要」とありますが、皆伐後に再造林して、林齢を平準化すると、根の深さの多様性が失われるので、土砂崩れを引き起こしやすくなります。「将来にわたり森林の持つ多面的機能を維持」という点では逆効果になります。

森林の持つ多面的機能を維持しつつ、木材生産コストを低減したいのなら、高機能で高コストな機械や路網を必要としない自伐型林業を推進するべきではないでしょうか。

10月5日

教育委員会関係

小学校学力向上対策支援事業と中学校学力向上対策支援事業における習熟度別指導について質問します。

一口に「習熟度別指導」と言っても、習熟度別にクラスを別にする場合もあれば、クラスの内部で習熟度別にグループ分けする場合があります。少子化で教室が余っているので、私は、ティーム・ティーチングで後者を行うぐらいなら、前者の方が好ましいと考えていますが、県としてはどちらの形で習熟度別指導を推進しているのでしょうか。

また、習熟度で分ける際に、子供の希望で分けるのか、学力試験で分けるのかという問題もあります。子供の希望で分けると、劣等感を持つ子供がいなくなるというメリットがありますが、他方で、子供が自分の能力を正しく認識しているとは限らず、本当の習熟度別指導にはならないというデメリットもあります。

私は、できるだけ子供の現状に合わせた教育をするべきだという観点から、学力試験によるクラス分けが好ましいと考えますが、県としてはどちらが好ましいと考えているのでしょうか。

商工労働部関係

おおいたスタートアップ支援事業について質問します。

私が取り寄せた「おおいたスタートアップセンターの概要」を見ると、起業家支援は、マネージャーが主担当する成長志向領域とコンシェルジュが主担当する裾野領域の二つの階級に分かれていて、「留学生スタートアップ支援」は上の階級に分類されています。

これは、留学生たちが飲食、理美容等の「小さな創業」から始めることは想定していないということでしょうか。あるいは、留学生の起業なら、雇用を創出するほど規模が拡大するはずだということでしょうか。

一般的に言って、起業が成功して、雇用を創出するほど規模が拡大するかどうかはやってみなければわからないので、最初から行政が、行政サイドの先入見に基づいて成長性があるかどうかを決め、起業家を二つの階級に分類して、異なる待遇を与えることは適切ではありません。階級分けすることにどのような合理的根拠があるのか、説明してください。

10月9日

福祉保健部関係

自殺予防対策強化事業について質問します。

「平成29年度における主要な施策の成果」(p.60)には、自殺の「原因・動機は、病苦などの健康問題や失業・倒産などの経済・生活問題等によるものが多」とあり、私もその通りだと思います。

それなら、自殺予防対策のための予算は、県民の健康改善や経済支援に使われるべきですが、事業の内容を見ると、啓発活動や研修会やそのための人材養成に予算の大半が使われています。

精神科医によるカウンセリングは、治療行為ですから、直接役に立っていると言えますが、それ以外の事業内容は大幅に見直す余地があるのではないのでしょうか。

企画振興部関係

大分アジア彫刻展（国際芸術文化振興事業）について質問します。

「平成29年度における主要な施策の成果」(p.27)には、この事業の目的は、「県民に対し国内外の優れた芸術・文化に触れる機会を提供する」とありますが、私が取り寄せた大分アジア彫刻展の資料には、開催目的の一つとして、「アジアの新進彫刻家の登竜門」が掲げられています。

実際、ビエンナーレ方式で実施されている公募はアジアにおける新人の発掘という性格があり、事業の内容が目的に合致していないように感じます。県民に優れた芸術・文化に触れる機会を提供することが本当の目的なら、県民から直に見たい作品を公募し、それを展示するべきではないのでしょうか。

いずれにせよ、外国の新人アーティストの発掘を大分県の予算で行っていることに疑問を持ちます。

Re: 松岡太陽光発電所について

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年10月1日(月) 11:16

To [REDACTED]

[REDACTED] 様、遅くなりました。

執行部に HP 上に挙げてもらいました。

<https://www.pref.oita.jp/site/gikai/yosan-kiroku30-1.html>

3月15日会議録PDFの32ページになります。

また、質疑の続きが分科会の会議録にあります。下記です。

<https://www.pref.oita.jp/site/gikai/shoko-kiroku29.html>

3月23日会議録PDFの22ページになります。

以上よろしく願いいたします。

桑原

Re: 2018年度 予算特別委員会 質疑案（暫定版）

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年10月1日(月) 11:18

To [REDACTED]

ありがとうございます。確認いたします。

先ほど松岡発電所に関する答弁のあるページアドレスをお送り致しました。

よろしく願い致します。

整理番号 49

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年10月31日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥155,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥175,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥525
	所得税	
	合計	¥525
差引支給額		¥174,475
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted]		

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員10月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( 87,500 円)

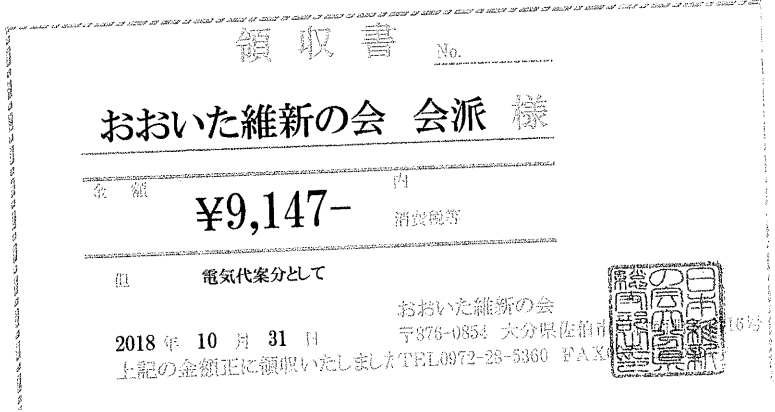
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号	50
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

電気料金 / 〇 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

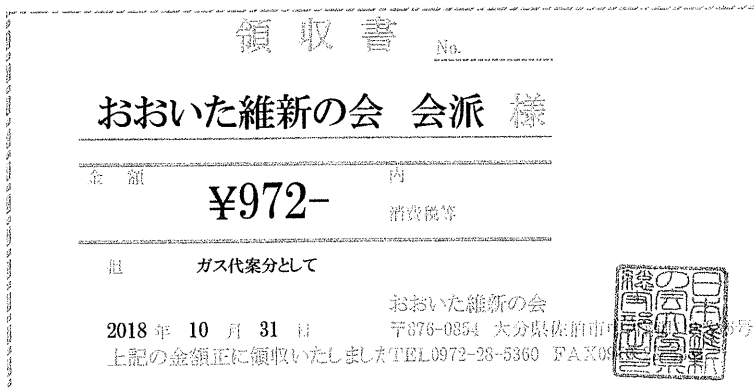
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円

整理番号 51

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

ガス料金 10 月分案分として


あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円)

整理番号	52	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>
領収書その他の証拠書類の添付欄		
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 <small>No. _____</small></p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <p style="text-align: center;">金 額 <span style="margin-left: 100px;">内</span></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">¥670-</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">消費税等</p> <hr/> <p style="text-align: center;">但 <span style="margin-left: 20px;">水道代案分として</span></p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">2018年 10 月 31 日 <span style="margin-left: 20px;">おおいた維新の会</span></p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">〒876-0854 大分県佐伯市 <span style="margin-left: 20px;">TEL.0972-28-5330 FAX0</span></p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">上記の金額正に領収いたしました</p> <div style="float: right; text-align: right;">  </div> </div>		
事業名、使途及び内容等	水道代 <u>10</u> 月分案分として	
あん分による充当の場合	あん分の率 (                      ) あん分による政務活動費の充当額 (                      円)	
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (                      円)	


整理番号

53

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
<b>おおいた維新の会 会派 様</b>		
金 額	<b>¥4,004-</b>	内 消費税等
但 電話代案分として		
2018年 10 月 31 日		おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中
上記の金額正に領収いたしました		TEL.0972-28-5360 FAX.0972-28-5361



事業名、使途及び内容等

電話料金 10 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 (                    )

あん分による政務活動費の充当額 (                    円)

一部のみ打切り充当した場合

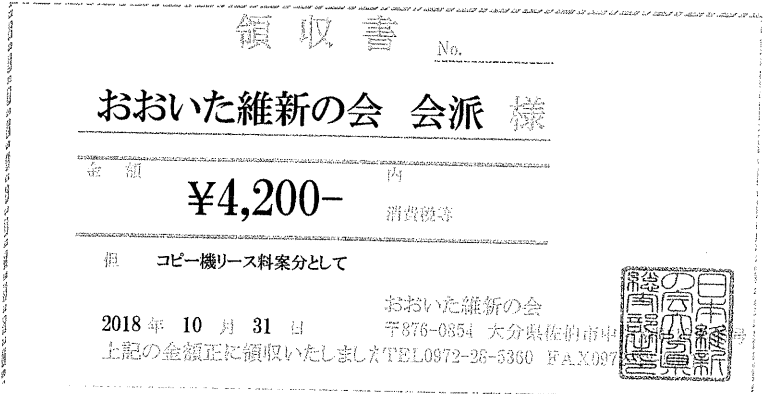
政務活動費充当額 (                    円)



# 領収書等の添付様式

整理番号 54

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、用途及び内容等

コピー機リース料 10 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
 あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円

整理番号	55	領収書等の添付様式
------	----	-----------

領収書その他の証拠書類の添付欄	<div data-bbox="395 631 1161 1039" data-label="Image"><p>領収書 No. _____ おおいた維新の会 会派 様 金額 ¥64,800- 内消費税等 但 事務所賃貸案分として 2018年10月31日 おおいた維新の会 〒876-0854 大分県庄前市 電話5号 上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5360 FAX</p></div>
-----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

事業名、用途及び内容等	事務所賃貸料 10 月分案分として
-------------	-------------------

あん分による充当の場合	あん分の率 ( ) あん分による政務活動費の充当額 ( 円)
-------------	-----------------------------------

一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 ( 円)
---------------	---------------



# 領収書等の添付様式

整理番号	56
------	----

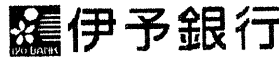
領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用控

お取引内容		機械番号	取扱番号	ご利用年月日
振込		01	050	30-11-22
取扱店番号	銀行番号	支店番号	口座番号	
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お取引金額
				¥50,000
テスウリヨウ		お取引後残高		
¥648		*****		
(00020)				
ご依頼人				
お振込先				
お受取人				

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。



印紙税申告納付につき松山税務署承認済

事業名、使途及び内容等

調査委託費(11月分)

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円)

## 政務調査依頼書

業務委託者（甲）	大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
業務受託者（乙）	■■■■■

甲は乙へ政務調査委託契約書に基づき下記の通り、政務調査を依頼する。

1. 件 名	平成 30 年第 4 回定例県議会での一般質問に係る政務調査
2. 契約金額	金 50,000 円
3. 業務内容	平成 30 年第 4 回定例県議会での一般質問に向け、「大分県は県の農林水産業をどう進めるべきか」というテーマ、又はその他テーマがあればそれを示し、システム論の立場から提言できるものを調査・考察する。
4. 期 間	平成 30 年 11 月 1 日 ～ 平成 30 年 11 月 30 日
5. 特記事項	

平成 30 年 11 月 1 日

大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史  
〒876 - 0854 大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号  
TEL. 0972 - 28 - 5490 FAX. 0972 - 28 - 5361

平成30年11月21日

政務調査委託業務終了報告書 兼 請求書

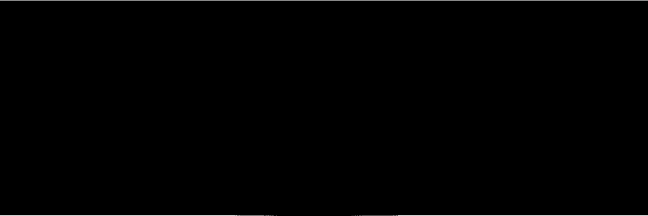
大分県議会会派 おおいた維新の会

桑原宏史 殿



平成30年11月1日付け政務調査委託業務依頼について、下記のとおり業務が完了したので報告します。

なお、当該業務に係る委託金を合わせて請求しますので、下記口座に振り込み願います。

1.成果報告	【平成30年第4回定例県議会での一般質問に係る政務調査】 ・「大分県は県の農林水産業をどう進めるべきか」というテーマ、又はその他テーマがあればそれを示し、システム論の立場から提言できるものを調査・考察する。 *平成30年11月21日メール送信済み
2.請求額	金 50,000 円
3.振込口座	・ ・ ・ 



12月定例会一般質問について

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年11月5日(月) 14:50

To [REDACTED]  
[REDACTED] 様

お世話になります。12月定例会の一般質問についてのご相談です。

[REDACTED]さんがHPで示された「日本の農林水産業はどうあるべきか」を基にして、「大分県は県の農林水産業をどう進めるべきか」という内容はどうでしょうか。

もちろん、根幹は国政レベルの話が中心ですので、県でどうなる話ではないものだと思いますが、県として国に要望すべき点は聞えると思います。あとは県レベルで行える、例えば自伐型林業の推進等の提言が各分野でできればと思っています。いかがでしょうか。他にご提案あればお聞かせ下さい。

Re: 12月定例会一般質問について

受信トレイ

[REDACTED]

2018年11月5日(月) 20:58

To 自分

桑原様

メールありがとうございます。

ご指摘の通り、「日本の農林水産業はどうあるべきか」は主として国政レベルの話ですので、一般質問には使えそうにありません。もちろん部分的に使えそうなところもありますが、桑原さんは農林水産委員会の所属ですから、農林水産業関係の質疑の機会は、一般質問以外にもたくさんあるでしょう。私としては、一年に一度限りの一般質問では、一般質問でなければできないような内容、それも私のブログの二番煎じではなくて、新しく表明するような内容にしたいと思います。

現在、私が構想しているテーマは、《ブロックチェーンによる行政サービスの刷新》です。ブロックチェーンは、ビットコイン等の仮想通貨に用いられている技術ですが、決済サービスにしか使えない技術ではなく、土地登記、商流(トレーサビリティ)管理、医療情報、投票管理など様々なジャンルに仕える技術として注目されています。総務省も以下のように、様々な活用方法を検討しています。

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000493849.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000493849.pdf)

ブロックチェーンは、中央不在の状態記録を分散管理する技術で、この技術を使うことで、政府や自治体が人間を使って行う仲介業務を減らすことができます。つまり、ブロックチェーンは「小さな政府」を実現する行政改革にとって重要な技術であるということです。

一般質問で使えそうな内容としては以下のようなものがあります。

(1) 地域通貨を電子マネーとして発行する

2003年8月に、大分県は森林ボランティア団体の森林づくり(植栽・下刈)活動に対し、活動内容に応じた二酸化炭素吸収量を計算し、その評価額に応じた金額を「緑のボランティア活動支援券」として支払う制度を創設したようです(今はどうなっているのか知りませんが)。平成

18年度から平成20年度まで環境保全活動に参加した人にエコマネー(地域通貨)を交付する大分県版エコマネー「めじろん」というのもありました。

この他、県内には、別府市の「湯路(ユーロ)」、「泉都(セント)」、あるいは「FUKU」(中津市)、「YUFU」(由布市)など様々な地域通貨がありますが、紙ベースだと利便性が低いし、地域通貨同士の交換もできません。仮想通貨は価格変動が激しすぎて、決済には使えませんが、県が価値を保証する地域通貨をブロックチェーンで

発行すれば、決済サービスに仕えます。QRコードを用いて低コストで導入できるようにすれば、国が進めるキャッシュレス化に貢献できます。またオンライン上で、県内の各種地域通貨と交換できるようにすれば、相互に利便性が高まります。

この他、県が付与する様々なポイントやクーポンとの互換性を持たせると、さらに利便性が高まります。おおいた子育てほっとクーポンのように、用途が限定されている場合でも、マイナンバーを使ってオンライン上で監視し、不正利用を防止することができます。

(2) 電子投票の不正防止のためにブロックチェーンを用いる

昨年の一般質問に「行政への住民参加促進のためのマイキーの活用」がありましたが、マイキーの活用に加え、ブロックチェーンを用いることで、さらに電子投票の改竄が困難になります。つくば市は、ブロックチェーンとマイナンバーカードを活用したネット投票の実証実験を行っています。

<http://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/oshirase/1005129.html>

(3) 医療データの真正性確認

昨年の一般質問には「医療サービスでのマイキーの活用」もありました。これも、マイキーに加え、ブロックチェーンを使うことで、セキュリティが高まります。在宅医療に携わる関係者（医師、看護師、救急隊員など）が、ブロックチェーン上で管理されている署名済みの在宅医療データの「ハッシュ」（アクセス可能な範囲でグルーピングされたもの）を検証することで、アクセスコントロールを効かせつつ、別のデータベースに格納されている患者のデータの真正性を確認することができます。

これ以外にも、様々な応用例が考えられますが、自治体レベルでできそうなこととして、とりあえず以上の三つがあります。こういう内容でいかがでしょうか。

Re: 12月定例会一般質問について

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年11月5日(月) 21:58

To [REDACTED]  
[REDACTED]様

素晴らしいご提案をありがとうございます。

是非ブロックチェーン技術を利用した施策を提案させて頂きたいと思います。

私もしっかり勉強しておきます。よろしく願いいたします。

桑原

Re[2]: 12月定例会一般質問について

受信トレイ

x

[REDACTED]  
2018年11月6日(火) 9:54

To 自分

桑原様

了解しました。

つきましては、お願いがあります。

大分県が過去に発行した以下の二つの地域通貨がどの程度成功したのか（あるいは失敗したのか）調べてもらえないでしょうか。



(1) 緑のボランティア活動支援券（大分県林業水産部林務管理課）

2003年8月からCO2削減のため森林造成(植栽・下刈)活動に対しCO2の吸収量を買い上げその額に見合う地域通貨を発行。苗木や道具を購入可

≪平成15年8月、地球温暖化を防止する森林ボランティア活動を支援するため、大分県は森林ボランティア団体の森林づくり(植栽・下刈)活動に対し、活動内容に応じた二酸化炭素吸収量を計算し、その評価額に応じた金額を「緑のボランティア活動支援券」として支払う制度を創設した。支払われた支援券は県内の森林組合で金券として苗木や作業用具を購入できる。≫

<http://www.maff.go.jp/hakusyo/rin/h15/html/SB1.5.3.htm>

(2) めじろん（県ごみゼロおおい推進室内エコマネーセンター）

2005～2008年度で県内全域を対象に環境負荷低減を目的として紙券型で発行

≪大分県では、平成15年度から「ごみゼロおおい作戦」を開始し、多くの県民の皆様の手によって、美しさにさらに磨きをかけ環境に配慮した大分県づくりが行われています。この活動の輪をさらに大きく広げ、2008年の大分国体・全国障害者スポーツ大会への県民の参加意識を高め、美しいまちづくりへの参加により県民のホスピタリティー（訪問者を丁重にもてなすこと）を発揮し、ごみゼロおおい作戦を全国に発信するため、平成18年度から環境保全活動に参加した方にエコマネー（地域通貨）を交付する『大分県版エコマネー「めじろん」推進事業』を行うこととしました。エコマネーのデザインには、大分国体・大分大会共通のマスコットキャラクターである「めじろん」を起用しており、環境美化活動などに参加してこのエコマネー「めじろん」を集めると、ポイントに応じてめじろんグッズやエコ商品と交換することができます。また、グッズと交換せずに植樹への寄付という形で環境保全活動に貢献することもできます。エコマネーが交付される環境保全活動には他にも、マイバッグ運動や環境学習会など、様々なメニューがあります。≫

<https://web.archive.org/web/20060712172754/http://www.pref.oita.jp:80/13010/ecomoney/>

地域通貨

受信トレイ

2018年11月13日(火) 7:43

To 自分

桑原様

お世話になります。

「緑のボランティア活動支援券」と「めじろん」に関して何か情報が得られましたでしょうか。  
古い事業なので、資料等は残っていないのでしょうか。

Re: 地域通貨

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年11月13日(火) 9:20

To

様

先週は、県主催の行事が続いたことと、来年度予算の財政ヒアリング対応等があることを考慮し、今週中の回答でお願いしております。回答あり次第転送致します。

Re[2]: 地域通貨

受信トレイ

[REDACTED]  
2018年11月13日(火) 18:52

To 自分

わかりました。その節はお願いします。  
一般質問は、12月3日から5日となっていますが、  
事前通告の期限はいつとなりますでしょうか。

Re: Re[2]: 地域通貨

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年11月14日(水) 2:38

To [REDACTED]

事前通告日は11月21日(水)です。概要でもかまいません。時間が少なくてすみませんが、よろしくお願ひ致します。

Re[4]: 地域通貨

受信トレイ  
[REDACTED]

2018年11月15日(木) 13:15

To 自分

では、11月21日(水)までに原稿を完成させるようにします。

平成30年 第4回定例会 一般質問

受信トレイ  
[REDACTED]

添付ファイル

2018年11月20日(火) 18:03

To 自分

桑原様

「平成30年 第4回定例会 一般質問」の案ができましたので、添付して送ります。  
[REDACTED]

平成30年 第4回定例会 一般質問 (改定版)

受信トレイ  
[REDACTED]

添付ファイル

2018年11月21日(水) 10:04

To 自分

桑原様

少し内容を修正しました。改訂版を添付して送ります。  
本文では、「ブロックチェーン技術」の代わりに「分散型台帳技術」という言葉を用いています。  
「ブロックチェーン技術」という言葉を使うと、たぶん執行部はブロックチェーン技術特有の技術的問題を指摘すると予想されるため、

その技術的問題を克服した新しい技術をも包括する「分散型台帳技術」という広義の言葉を使うことにしました。以上、よろしくお願ひします。

## 平成 30 年 第 4 回定例会 一般質問

### 質問本文

分散型台帳技術を用いた地域通貨の発行

決済のキャッシュレス化について質問します。

日本のキャッシュレス決済比率が諸外国と比べて低いことは、周知のとおりです。日本銀行大分支店の調査によると、県内の飲食店における非現金決済の導入率は 15%で、全国平均の 21%を 6%下回っており、我が県の状況はさらに深刻です。

現金決済には、停電時にも使えるとか、取引のプライバシーが守られるとか、メリットもあり、全廃する必要はないと思いますが、デメリットがそれ以上にあり、現在の高すぎる比率を今後下げる必要があります。

現金決済のデメリットとして、第一に、物理的な物である現金はハンドリングコストが高いということを挙げるができます。野村総合研究所での試算によると、直接のコストだけで、年間約 1 兆円を超えています。

第二に、現金決済は、デジタルな情報処理を直接することができないため、多くの人手と時間を要します。野村総合研究所のアンケート結果によると、レジの現金残高の確認だけでも一日一店舗あたり平均で 153 分かかっています。経理や会計も、自動化できないので、多くの労働時間を費やす必要があります。これは、人手不足の現在において解決しなければならない課題です。

第三に、取引のプライバシーが守られるというメリットの裏返しで、脱税やマネーロンダリングなどの犯罪の取り締まりが難しいという行政サイドから見たデメリットがあります。企業にとっては、ビッグデータの入手が困難で、決済データをマーケティングやサービスのカスタマイズに活用しにくいというデメリットがあります。ネット経由のキャッシュレス決済では、取引履歴がサーバーに残るため、これらの問題を解決することができます。もとより、個人のプライバシーには十分な配慮が必要ですが、過剰にプライバシーを保護すると、日本は、データ駆動型社会時代の負け組になってしまいます。

第四に、現金決済は、消費者にとっても利便性が低く、これが消費拡大の妨げになっています。Visa 社の委託調査によれば、訪日外国人のうち四割が現金しか使えないことに不満を持つと回答しています。もしもキャッシュレス決済が普及すれば、外国人のみならず、日本人の消費も増え、経済が活性化します。

こうした理由から、政府は、2027 年までにキャッシュレス決済比率 4 割程度とする目標を掲げ、来年 10 月に消費税率を 10%に引き上げる際に、中小小売店でキャッシュレス決済した消費者に 2%分のポイント還元を行い、さらに、カード決済端末の導入費用の 3 分の 2 を国が支援し、残りをカード会社に負担させる案を検討しています。

大分県も、県内向けに優遇プランを提供するなどの要件を満たす決済業者を「パートナー」に認定し、商工団体や金融機関を通じて、県内全域の中小規模の小売業、飲食店、宿泊業者にパートナーの一覧表を発信するという県独自のキャッシュレス化推進策を 11 月に発表しました。

国と県がキャッシュレス化を推進する方針を打ち出したことは評価できますが、県の推進策は、インセンティブが弱いので、実効性があるかどうか疑問です。カード決済端末の導入負担を実質ゼロにする経済産業省の方針は、巨費を投じるので、強いインセンティブを与えるでしょうが、カード決済という高コストで古いタイプのキャッシュレス決済方法を税金を使って普及させることになるので、有害ですらあります。

私は、キャッシュレス決済のメリットをいくつか挙げましたが、キャッシュレス決済なら何でもよいということではなく、低コストで利便性の高い決済方法が推進されるべきであると考えています。そのために政府がすべき最善の方法は、一万円札のような高額紙幣を廃止し、代わりにデジタル通貨を法定通貨として日本銀行に発行させることです。

クレジットカード決済は、現金による後払いを前提とした方法なので、どうしても決済コストが高くなってしまいます。しかし、もしもデジタル通貨を法定通貨として発行すれば、それを用いて、ネット上で、簡便かつ低コストで決済ができるようになります。デジタル通貨にはセキュリティ上の問題があると言われてきましたが、仮想通貨で使われている分散型台帳技術を用いることで、偽造を防止することができます。

仮想通貨と言えば、ビットコインが有名です。ビットコインは、ブロックチェーンと呼ばれる分散型台帳技術を用いています。ブロックチェーンでは、台帳の取引記録に改竄がないかを参加者全員が確認するため、規模が大きくなるにしたがって、より多くの時間と電力がプルーフ・オブ・ワークに必要になります。このため、スケラビリティに限界があります。また、だれでもプルーフ・オブ・ワークの参加者になれるので、51%攻撃により、不正が行われる可能性があります。

そこで、ビットコインのコンセンサスアルゴリズムを改善したリップルが、時価総額二位に浮上し、注目を集めています。リップルは金融機関など信用度の高い参加者だけを承認者に選び、承認者間に分散型台帳技術を用います。そして、承認者の8割が取引を承認すると、合意がなされたとみなして、取引を台帳に記録します。これは狭義のブロックチェーン技術とは異なりますが、分散型台帳技術の一つです。リップルのプルーフ・オブ・コンセンサスは、ビットコインのプルーフ・オブ・ワークのように莫大な計算量を必要としないので、マイニング不要で経済的であり、決済時間もビットコインよりずっと短くて済みます。

ただし、リップルでは、8割以上の承認者の合意がなければ、ブロックチェーンが分岐するリスクが発生します。このリスクをなくすために現れた新しい仮想通貨にステラがあります。ステラは、複数の承認者を他の参加者全員が投票して決定できるようにコンセンサスアルゴリズムを改善しました。

通貨システムを政治システムになぞらえると、中央銀行がすべてを決める従来の法定通貨のシステムは独裁政治、参加者全員に承認権があるビットコインは直接民主主義政治、信用度の高い複数の参加者に承認権を与えているリップルは寡頭政治、参加者が承認者を投票で決められるステラは、間接民主主義政治とすることができます。独裁政治をやっている中央銀行が直接民主主義政治をすることは不可能なので、寡頭政治か間接民主主義政治に移行するのが現実的であると思います。

現在、世界の中央銀行がデジタル通貨を発行することを検討しています。国際通貨基金のラガルド専務理事は、11月に国際社会が中央銀行発行デジタル通貨の可能性を考慮する必要があると発言しました。日銀の雨宮副総裁は、デジタル通貨発行に慎重な姿勢を示しつつも、分散型台帳技術は有望な技術だと評価しています。

私は、日銀も将来分散型台帳技術を用いたデジタル通貨を発行するべきだと考えています。しかし、新しい技術をいきなり法定通貨に適用することはリスクが高いため、まずはミッションクリティカルではないところから、つまり地方の小規模なところから実験的に始めるべきです。この点、地方自治体が発行している地域通貨を分散型台帳技術を用いたデジタル通貨として発行することが望ましいと思います。

そうした試みは、日本で既に始まっています。茨城県かすみがうら市は昨年からはブロックチェーンを活用した地域ポイント制度に取り組んでいます。市が主催する観光事業や子育て支援、健康イベントなどに参加すると、参加者は、スマホのアプリを通じてポイントが与えられ、それを市内の小売店や飲食店で割引分に利用できるという制度です。ポイントには使用期限が決められていて、地域内での消費を促進するため、早く使えば使うほど利用できる額が大きくなるようになっています。デジタル通貨では、こうした設定も簡単にできます。

導入事例をもう一つ紹介します。岡山県西粟倉村は、今年、ニシ・アワクラ・コインという仮想通貨を発行し、投資家に販売しました。ニシ・アワクラ・コインを所有する投資家は、村内で事業をスタートさせようとする起業家に投票することで事業構想に参画することができます。ニシ・アワクラ・コインは村内で地域通貨として使用されるので、地域振興に成功すれば、投資家はニシ・アワクラ・コインを村民に高値で売って、利益を出すことができます。これはイニシャル・コイン・オフリングと呼ばれる資金調達方法で、自治体は、資金の調達と民間主導の地域振興という一石二鳥の効果を狙うことができます。

大分県は、イニシャル・コイン・オフリングをしなければならぬほどの財政難ではないので、地域通貨を発

行する場合、かすみがうら市の事例が参考になります。

大分県は、平成 15 年から緑のボランティア活動支援券、平成 18 年からエコマネー「めじろん」という地域通貨を発行しましたが、どちらも平成 20 年で終了となりました。現在県が発行している地域通貨としては、「おおい健康ポイント」や「おおい子育てほっとクーポン」がありますが、キャッシュレス化を推進するという目的を達成するには、もっと幅広いジャンルの補助金をデジタル通貨で支給する必要があります。

県内のキャッシュレス化を推進するには、県内の市町村との協力も必要です。県と県内の各市町村が台帳を分散管理すれば、リップル型のコンセンサスアルゴリズムによるデジタル通貨を県内で発行することができます。そして、県と県内の市町村が支給する補助金をできるだけデジタル地域通貨で支給するのです。

デジタル地域通貨は、スマホに加え、マイナンバーカードで使えるようにします。マイナンバーカードには、マイキープラットフォームという自治体ポイントを使う仕組みがあるので、これを利用することで、理論的には全県民にデジタル地域通貨が使用可能になります。

補助金をデジタル地域通貨で支給することには、補助金の不正利用を防げるというメリットがあります。補助金は、一般に支出に制限があります。例えば、「おおい子育てほっとクーポン」は、用途を子育て関係に限定しなければなりません。そのためには、デジタル地域通貨による取引履歴を法人番号とマイナンバーカードのマイキーで紐づけ、不正な利用がないかをオンライン上で監視できるようにする必要があります。

これに対して、現金は何にでも使えて、しかも現金決済は匿名性が高いので、補助金を現金で支給した場合、不正利用の摘発が困難になります。領収書を提出させても、領収書が偽造される可能性を排除できません。偽造防止という点では分散型台帳に優位性があります。

もちろん、幅広く使ってもらうためには、用途を限定しないデジタル地域通貨を国内外の法定通貨と交換可能にしなければなりません。こうすることで、県外や外国から訪れる観光客は、法定通貨をデジタル地域通貨に両替して、県内でキャッシュレス決済をすることができます。店舗は、QR コードを紙に印刷して、レジカウンターに貼っておくだけなので、導入コストはほぼゼロになります。分散型台帳技術を用いたデジタル地域通貨は、コストが安いので、クレジットカードなどとは異なり、県内で急速に普及することが期待できます。

さらに普及を後押しするために、県や市町村に収める地方税をデジタル地域通貨で納めることを認めることも考えてよいでしょう。デジタル地域通貨が普及すればするほど、より多くのデータが分散台帳を管理している県や市町村に集まってきます。そのデータの分析結果は、県内の経済政策を決めるうえで役に立つことでしょう。

以上、デジタル地域通貨の発行によるキャッシュレス化推進策を提案しました。執行部の意見を求めます。

#### 分散型台帳技術を用いたネット投票

続いて、ネット投票について質問します。

現在、電磁記録投票法により、条例を定めることで、地方議会や首長の選挙で電子投票を行うことができますが、ネット投票は認められていません。ネット投票にはセキュリティ上の懸念があるからです。

しかし、マイキーに加えて、分散型台帳技術を用いれば、投票のセキュリティが大幅に向上します。今年 8 月、岐阜県つくば市は、ブロックチェーンとマイナンバーカードを使ったネット投票の実証実験を行い、投票の正当性、秘密投票、非改竄性が確保されることが確認されました。

日本ではまだ実証実験の段階ですが、海外では実際の選挙に使われ始めています。先月行われたアメリカ中間選挙で、ウェストバージニア州は、ブロックチェーン技術を使ってセキュリティーを確保したモバイルアプリを通じて海外在住者の不在者投票を行い、成功したと州務長官が報告しています。

ネット投票は、従来の投票に比べて多くの利点があります。投票所に足を運ばなくても、自宅で投票できるという利便性の高さから、投票率が高まり、より民意を反映した結果を得られるとか、開票締め切りと同時に結果がすぐ出るとか、人為的な集計ミスが減り、無効票が減るとかいったメリットが期待できます。だから、私たち維新の会は、スマホによるネット投票の導入を公約としているのです。

ブロックチェーンにはスケーラビリティの問題がありますが、これに関しては、すでに述べたとおり、コンセン

サスアルゴリズムの改善で解決できます。もはやネット投票を拒否する技術的理由はなく、将来すべての選挙でネット投票を可能にするべきだと思います。とはいえ、いきなり公職選挙法の対象となる選挙でネット投票を採用するのはリスクが高いので、まずはミッションクリティカルではないところから、つまり地方の小規模などから実験的に始めるべきです。

私は、そういう観点から、昨年、バーチャル議会を県の公式サイト上に設けて、そこで一般県民に投票を通じて意思表示をする機会を与えることを提案しました。もちろん、結果に法的拘束力はありません。この提案に対して、廣瀬祐宏企画振興部長から「ネット上で政策の賛否を投票することなどは、議会との関係の整備が必要になる」という指摘を受けました。

地方自治法には住民投票に規定があり、行政が個別の案件に関して直接民意を問うことは、議会制民主主義の原則に反することではありません。もとより全住民を対象にした住民投票は、費用がかかるため、頻繁に行うことができません。そこでサンプル調査が行われることになります。実際、県はこれまで様々な政策課題に関して、アンケート調査を県民に対して行ってきました。アンケート調査を通して県民が意思表示を行うことも、一種の投票であるとみなすことができます。

アンケート調査は、住民から調査対象者を無作為抽出し、基本的に郵送で行われます。しかし、郵送調査法には、郵送や集計にコストがかかるという欠陥があります。また、回収率も高いとは言えません。平成 29 年に行われた「大分県在宅医療に関するアンケート調査」で、40.5%、平成 26 年に行われた「男女共同参画社会づくりのための意識調査」で、43.0%、平成 25 年に行われた「大分県の政策に関するアンケート調査」で、58.8%です。

そこで、費用を抑えつつ、アンケート調査の回収率を高める方法を提案したいと思います。まず、県民に、マイナンバーで登録したメールアドレスに、県から送るメールを受信してくれる人を募集し、受信を許可してくれた県民には、先ほど提案したデジタル地域通貨で毎年一定の報酬額をマイキープラットフォーム経由にて支払います。マイキーと紐づけたメールのリストは、県にとっての財産で、このリストにより、県は、選挙の告示、免許の更新、健康診断の通知など、県民に様々な情報を低コストで即座にかつピンポイントで届けることができます。現在、大分県は、「県民安全・安心メール」と「まもめーる」という二種類のメールマガジンを発行しています。担当部署が異なるから、別々になっているのですが、県民からすれば、メールは一つにまとめてもらった方が、整理が楽です。大分県が県民に必要なあらゆる種類の必要な情報をメールで送ってくれるサービスに統合してはどうでしょうか。紙媒体による通知を減らせるなら、報酬を与えても、全体のコストは大きくはなりません。一般のメールマガジンとは異なり、マイキーに紐づけられたメールリストでは、対象を絞ったメールの送信が可能になります。アンケート調査を行うときは、無作為抽選を行い、対象者がメールリストにある場合は、メールで調査書を送り、ない場合は、郵便で送ります。回答者には、デジタル地域通貨で報酬を与えるようにすれば、回答率が高くなります。ただし、書面で回答した人よりも、オンラインで回答した人の方が報酬が高くなるように設定します。こうすることで、オンラインによる回答者を増やし、集計コストを下げることができます。

アンケートは、住民の意識を調査するだけですが、アンケートの枠を超えて、政策や法案の可否に関する意思表示も、同じ方法ですることができます。サンプル調査ですから、その結果に法的拘束力を持たせることはできませんが、行政や議会が意思決定を行う際に参考にすることができます。

ネット投票で実績を積み重ねれば、それは公職選挙法の対象となる選挙にネット投票を導入する布石となります。以上の提案に対する執行部の意見を求めます。

分散型台帳技術を用いた患者情報の管理

次に、電子カルテについて質問します。

現在、日本の多くの病院は、患者の情報を電子カルテという形で電子管理しています。ところが、その情報は病院ごとに独自のファイル形式で管理されています。このため、患者が数千円ほどの診療情報提供料を支払って、それを他の病院に持って行っても、他の病院では、十分活用できません。

政府は、2020 年度までに電子カルテデータの標準化の環境整備をしようと言っていますが、かりに電子カルテデ

ータを標準化することができたとしても、それによって、どこの医療機関でも患者の情報にアクセスできる医療情報連携ネットワークができるかといえば、かなり難しいというのが現状です。

医療機関のインターネットに対する不信感は強く、セキュリティを口実に、医療情報連携ネットワークの構築に向けて動こうとしません。大分県でも、県全体をカバーするネットワークはありません。

そこで国は、患者を一人のかかりつけ医やかかりつけ薬剤師に縛り付けようとしています。たしかに同じ医者や薬剤師が担当すれば、患者の情報の経年管理が容易になりますが、こうした制度は患者の選ぶ権利を著しく制限するものであり、賛成できません。また患者が転居するといった事態にも対応できません。

やはり、どの医療機関、薬局に行っても、過去の検査結果、電子カルテ、介護記録、服薬履歴といったデータを参照できるようにすることが理想です。もちろん、これらは機微なデータですから、そのプライバシーは最大限守らなければなりません。そして、そのための方法として、分散型台帳技術を使うことができます。

患者の医療情報そのものはサイズが大きいのので、分散型台帳で管理できませんが、その情報のアクセス記録を分散型台帳で管理することならできます。いつでもどこでだれが自分の情報にアクセスしたかという記録が分散型台帳で管理され、改竄が困難になるのです。不正アクセスがばれるとわかってアクセスする人はいません。これで、たんにパスワードで保護するよりもセキュリティが高くなります。

エストニアやスウェーデンは、既にブロックチェーン技術を使って医療情報を国全体で共有することを実践しています。大分県も、国がなかなか動かないのであるならば、大分県内だけでも、医療情報連携ネットワークを構築することができます。

患者の医療情報をクラウド上に保存し、県と市町村で、情報へのアクセス履歴を分散型台帳技術を使って管理し、不正アクセスを防止したらよいのです。そして、各医療機関や薬局が、患者の許可を得て、情報をクラウド上に保存したり、参照したりできるようにすればよいのです。

以上の分散型台帳技術を用いた患者情報の管理に対する執行部の見解を求めます。

#### 結びの言葉

本日は、分散型台帳技術を用いた行政サービスの改善についていくつか提案させていただきました。

分散型台帳技術の適用対象は、他にもまだあります。例えば、土地登記です。ジョージア共和国やスウェーデンは、すでにブロックチェーン技術を土地登記に活用しており、その結果、土地売買のコストや所有権移転に必要な時間が大幅に減少しました。

日本では相続登記が任意で、しかも費用が高くて手続きが煩瑣であるため、相続した不動産を登記しない相続人が多い。その結果、所有者不明で活用されない土地が大量に発生して、大きな問題となっています。日本も分散型台帳技術を用いて無料で簡単に土地を登記できるシステムをオンライン上で構築し、所有者不明土地問題を解決すべきです。

もう一つの適用対象は、公文書管理です。公文書を分散型台帳で管理すれば、改竄が事実上不可能になります。今年起きた財務省による森友決裁文書改竄事件や平成 22 年に起きた大阪地検特捜部主任検事による証拠改竄事件などは、この方法で防げます。

分散型台帳技術は、これまで人間によって行われてきた高コストで不正確な作業を低コストで自動化します。行政サービスの様々な分野に適用することで、コストを下げつつ、サービスの質を高めることができます。

私たち、維新の会は、他のどの政党よりも行政改革に力を入れている党であると自負しています。しかし、私たちが目指している行政改革は、行政サービスの質を下げているコストカットではありません。行政サービスの質を維持しつつ、できれば向上させながら、コストをカットすることを理想としています。この理想を実現するためには、新しい技術が必要です。分散型台帳技術を導入することで、理想的な行政改革を推進してくださるよう執行部に要請して、私の質問を終わります。

#### 参照情報

ブロックチェーンを用いた地域通貨の発行

キャッシュレス・ビジョン（平成30年4月）経済産業省

<http://www.meti.go.jp/press/2018/04/20180411001/20180411001-1.pdf>

- キャッシュレス推進は、実店舗等の無人化省力化、不透明な現金資産の見える化、流動性向上と、不透明な現金流通の抑止による税収向上につながるると共に、さらには支払データの利活用による消費の利便性向上や消費の活性化等、国力強化につながる様々なメリットが期待される。
- 野村総合研究所のアンケート結果では、レジ現金残高の確認だけでも一日一店舗あたり中央値で30分（平均値では153分）もの時間をかけているなど、レジ関連業務に実店舗等における従業員の工数がかかっていることが示されている
- 実店舗等では、急拡大する訪日インバウンド旅行者の取り込みが喫緊の課題となっている（JNTOの2018年1月16日公表によれば、2017年の訪日外国人旅行者数は、2016年比19.3%増の2,869万1千人に到達）。Visa社の委託調査によれば、現金しか使えないことに不満を持つ外国人観光客は4割存在するとされている。
- 総務省は「マイキープラットフォーム構想」を立ち上げ、マイナンバーカードを活用し、公共施設などの様々な利用者カードを一枚にするとともに、各自治体のボランティアポイントや健康ポイントなどをクラウド化することに併せ、クレジットカードなどのポイントやマイレージを地域経済応援ポイントとして全国各地に導入・合算し、様々な住民の公益的活動の支援と地域の消費拡大につなげることを目指している。2017年9月25日からは、当該構想の推進に必要な利用者のID等を格納する「マイキープラットフォーム」と、地域経済応援ポイント協力企業とのポイントを変換・合算する機能などを有する「自治体ポイント管理クラウド」等の情報基盤の運用を開始している。
- 実店舗等のアクセプタンス促進のためには、「端末導入コスト」「現金と比較した場合のコストの高さ」「オペレーション負担」「支払後の資金化までのタイムラグ」に着目して解決していくことが必要である。

ポイント還元、中小店の決済端末負担ゼロに 経産省検討

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO37769900U8A111C1EE8000/>

経済産業省は2019年10月予定の消費増税に伴う経済対策として検討している消費者へのポイント還元策を巡り、中小店のキャッシュレス決済端末の導入負担を実質ゼロにする方針だ。費用の3分の2を国が支援し、残りをカード会社が負担する案でカード会社と調整している。経産省は14日、クレジットカード大手各社の担当役員らと、増税時に加盟店手数料の上限を設ける政策などを巡り協議を始めた。同省はキャッシュレス化の推進を目的として、中小への手数料を「上限3.25%」と定めたカード会社の利用者に対し政府が2%のポイントなどを還元する案を提示。具体的な手法を各社と議論する。政府は中小小売店で商品をキャッシュレス決済で購入すると2%分をポイント還元する施策を検討している。

キャッシュレス、県が推進 決済業者と連携へ

<https://oita-press.co.jp/1010000000/2018/11/13/JD0057507409>

大分県は、国内の決済業者と連携し、買い物や飲食の支払いに現金を使わないキャッシュレス（非現金）化を推進する。県内向けに優遇プランを提供することなどの要件を満たす決済業者を「パートナー」に認定し、県内での展開を後押しする。来年のラグビーワールドカップ（W杯）大分開催では、キャッシュレスが主流の訪日外国人客の増加が見込まれる。飲食店を中心に遅れているとされる県内の決済インフラの整備を進め、外国人の観光消費を確実に取り込む目的。

分散型台帳技術

<https://bitbank.cc/glossary/distributed-ledger-technology>

DLT(Distributed Ledger Technology): ブロックチェーンの機能を派生し、共有台帳という特徴だけを抽出して一般化した概念が分散型台帳技術、またはDLT(Distributed Ledger Technology)と呼ばれるものです。分散型台帳技術は、ブロックチェーンが持つ特徴のうち、取引の透明性や監査のしやすさ、データ共有のしやすさに焦点



が当てられており、その一部はプロトコル上に特有の仮想通貨を持ちません。また、スマートコントラクトを利用することによって、カウンターパーティが多数参加する取引や、エスクローが連鎖して一つの取引になる貿易金融のような分野を自動化し、効率化できると考えられています。

我が国経済社会の情報化・サービス化に係る基盤整備（ブロックチェーン技術を利用したサービスに関する国内外動向調査）

<http://www.meti.go.jp/press/2016/04/20160428003/20160428003-1.pdf>

IMF ラガルド専務理事「中央銀行発行デジタル通貨の可能性を考慮する必要がある」

<https://jp.cointelegraph.com/news/central-bank-digital-currencies-could-have-legitimate-role-says-imfs-lagarde>

国際通貨基金（IMF）のラガルド専務理事は14日、シンガポール・フィンテックフェスティバルでスピーチし、国際社会が中央銀行発行デジタル通貨（CBDC）の可能性を考慮する必要があると発言した。ラガルド専務理事は、より一般的な仮想通貨のコンセプトについては「完全な確信は持っていない」ものの、国が政府の裏付けのあるトークンや同様の資産を発行する事例はあり得ると述べた。

中銀によるデジタル通貨発行、慎重な検討必要＝両宮日銀副総裁

<https://jp.reuters.com/article/idJPL3N1X107I>

日銀の両宮正佳副総裁は20日、中央銀行によるデジタル通貨の発行について、金融政策の有効性向上や金融安定への寄与などの面で検討すべき点が多いとし、慎重な検討が必要との見解を示した。[...] 他方、暗号資産の基盤となっているブロックチェーンや分散型台帳技術は「有望な技術」とし、「これらの技術をソブリン通貨などの信用と結びつけることで、取引や決済の効率化を実現できる可能性もある」と指摘。

かすみがうら市が「ブロックチェーン」技術で地方創生、自治体の本格導入は全国初

<https://zuuonline.com/archives/143270>

茨城県かすみがうら市は今夏から先端技術のブロックチェーンを活用した地域ポイント制度で地方創生に取り組む。人口減少などから落ち込み気味の地域消費を活性化させるのが狙いで、地方自治体がブロックチェーン技術を本格的に導入するのは全国で初めてという。市政策経営課によると、地域ポイント制度は市が主催する自転車を中心とした観光事業や子育て支援、健康イベントなどに参加すると、1回当たり数十～数百円分のポイントを付与する仕組みだ。ポイントは市内の小売店や飲食店で割引分に利用できる。使用期限が決めており、地域内での消費を活発にするため、早く使えば使うほど利用できる額が大きくなるようにする。各小売店や飲食店はポイント分のお金を市から受け取る。ポイントの受け渡しはブロックチェーン機能のアプリケーションを追加したスマートフォンで行う。

岡山県西粟倉村が行う新たな資金調達 日本初、地方自治体による地方創生 ICO の実施を決定

[https://nishiwakura.org/pdf/20180613\\_news\\_release.pdf](https://nishiwakura.org/pdf/20180613_news_release.pdf)

岡山県西粟倉村（村長：青木秀樹、以下 西粟倉村）は、日本初の地方自治体による地方創生 ICO（Initial Coin Offering）の実施を決定したことをお知らせいたします。西粟倉村は、人口約1,500人が暮らし、村の面積の約95%を森林が占める自治体です。「平成の大合併」で周囲の自治体の大半が合併を受け入れる中、自立の道を選んだ西粟倉村では、林業の六次産業化や、移住起業支援事業など、独自の地域活性化施策を積極的に行ってきました。今後も持続可能な地域づくりを推進していくために、規模の小さな自治体が、新たな財源を確保して先行投資による地域づくりを行っていくための手段として、トークンを発行して仮想通貨を集める ICO による資金調達を自治体として日本で初めて導入します。その一環として、民間事業者で構成する一般社団法人 西粟倉村トークンエコノミー協会を設立する準備を進めています。今後は、国が定める改正資金決済法や、2018年4月に設立された一般社団法人日本仮想通貨交換業協会などが制定を目指す、ICOに関する自主規制ルールに沿って、運営や資金調達を進めていく予定です。調達した資金は、西粟倉村と連携して事業開発等を行い、持続可能な地域づくりを展開していきます。西粟倉村は、「地方創生 ICO」を先駆けて取り組むことで、その他の地方

自治体においても持続可能で多様性のある地域経済を創出する手段となるように、仮想通貨を活用した地域づくりを推進してまいります。

#### 分散型台帳技術を用いた電子投票

国内初！ブロックチェーンとマイナンバーカードを活用したネット投票を実施しました

<http://www.city.tsukuba.lg.jp/shisei/oshirase/1005129.html>

つくば市では、IoT・AI・ビッグデータ解析などの革新的な技術を活かした、市内でのトライアル（実証実験）の支援を行っております。本年度は、本トライアルにエントリーした企画提案の最終審査に、マイナンバーカードを活用したネット投票を導入しました。また、新たなサービスを実現する有望な技術の一つとして注目されているブロックチェーン技術を活用し、投票内容の改ざん防止や秘匿性を確保し、適正かつ効率的な投票の検証を行いました。ブロックチェーンとマイナンバーカードを使ったネット投票は、国内初の試みとなりました。

ウェストバージニア州、18年中間選挙でブロックチェーンを使った投票に成功と報告

<https://jp.cointelegraph.com/news/west-virginia-secretary-of-state-reports-successful-blockchain-voting-in-2018-midterm-elections>

今回、初の事例として、遠隔地からのブロックチェーン技術を使った投票に成功した。ウェストバージニア州のマック・ワーナー州務長官が11月15日の州公報の中で述べた。ワーナー長官によると、州内24の郡に住所があり、そこから海外基地へと派遣されている144名の軍関係者が、18年中間選挙でヴォーツというモバイル上で稼働する投票プラットフォームを使って票を投じることに成功した。

#### 大分県在宅医療に関するアンケート調査

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/12620/29zaitakuiryoutyousa.html>

大分県では、高齢化の進展等により、療養や介護を必要とする方々の増加が見込まれるなか、在宅医療・介護に係る意識やニーズを把握することにより、今後の在宅医療・介護推進の施策検討等の基礎資料とするため、県民を対象としたアンケート調査を実施しました。

平成26年度男女共同参画社会づくりのための意識調査報告書

<http://www.pref.oita.jp/soshiki/13100/danzotyotousa26.html>

大分県は、社会経済情勢の急激な変化や個人の生き方が多様化している中、男女共同参画についての県民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料とするため、県民意識調査を実施しました。

大分県の政策に関するアンケート調査結果について

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/10111/kenminshikichousa.html>

報告書は、県全域の結果を集計・分析した調査報告書と、地域別や性・年代別など回答者の属性ごとに結果を集計・分析した詳細版の2種類です。県としましては、今回のアンケート調査結果を今後の県政運営や政策立案等に活かしてまいりたいと考えています。

#### 大分県のメールマガジン

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/75008/merumagalist.html>

- ・ 県民安全・安心メール:大分県では、大雨や地震や津波などの気象警報や県からの緊急情報などを、携帯電話やパソコンへの電子メールでお知らせしています。

- ・ まもめーる:大分県警察メール配信システム“まもめーる”は、大分県警察本部及び警察署から地域の安全に関する情報を配信するサービスです。

#### 分散型台帳技術を用いた患者情報の管理

医療等分野におけるICT化の推進について

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/kadaibetu/dai6/siryou1.pdf>

1. 個人番号カードに健康保険証の機能を持たせる【2017年7月以降(※)できるだけ早期】→医療機関

等の事務の効率化に資する。

2. 医療連携や研究に利用可能な番号の導入【2018年度から段階的運用開始、2020年の本格運用を目指す】  
→ 医療機関や研究機関での患者データの共有や追跡が効率的に実施でき、医療連携や研究が推進される。
3. 医療情報連携ネットワークの全国への普及・展開【2018年度まで】（全ての二次医療圏が地域の実情に応じて医療情報連携ネットワークを活用できる基盤を整備）→ 医療機関や介護事業者等での効率的な情報共有が可能となる。
4. 医療機関のデータのデジタル化として電子カルテを導入している一般病院（400床以上）の拡大【2011年度 57% → 2017年度 80% → 2020年度 90%】→ 医療の質の向上、医療機関等の経営の効率化に資する。
5. 電子カルテデータの標準化の環境整備【2020年度までに実施】→ 異なる医療機関からのデータの集積、比較分析、データの共有が効率化し、研究開発等が推進される。
6. 医療情報の各種データベース事業の拡充・相互利用【2015年度からさらなる研究事業等を実施・2020年度を目標に利用拡大のための基盤を整備】→ 医療に関する様々なデータの集積や、多様な分析が推進され、医療の質の向上、コスト・経営の効率化、研究開発の推進等に資する。

「医療×ブロックチェーン」の絶大なメリット

<https://toyokeizai.net/articles/-/223647>

日本では現在、病院に訪れた患者の情報を電子管理するのが一般化している。ただ、その情報は医療機関によって管理され、自分の医療情報を手に入れる場合には、わざわざ診療情報提供料を数千円支払わなければならない。

医療カルテ共有システム

<https://guide.blockchain.z.com/ja/docs/oss/medical-record/>

「医療カルテ共有システム」は、病院の電子カルテや薬局の処方箋データなど、これまで医療機関ごとに分散されていた情報を、患者ユーザー本人が権限を与えた医療機関内で共有閲覧・書き込み可能となるシステムです。この度提供するオープンソースを使用して本システムが実サービス化し、導入する医療機関が全国的に拡大していくことで、例えば旅先での急病によりユーザーが初めてかかる病院でも、ユーザーが権限を付与すれば、医師が病院内の端末からユーザーの過去の病歴やアレルギー、服用している薬などを的確かつ速やかに把握可能となり、診療に役立てることが出来ます。

# 領収書等の添付様式

整理番号

57

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領 収 証

政務

おおいた維新の会 殿

金 1,581 円

ただし、第6回 大分県議会政策勉強会負担金として

上記金額を領収しました。

平成30年11月26日

大分県議会政策勉強会

会計担当 秋吉 一徳

事業名、使途及び内容等

大分県議会政策勉強会負担金

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 58

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成30年11月30日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥155,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥175,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥525
	所得税	
	合計	¥525
差引支給額		¥174,475
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted]		

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 11 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 87,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 59

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
<b>おおいた維新の会 会派 様</b>		
金 額	<b>¥9,697-</b>	内
		消費税等
領 値	電気代案分として	
2018年11月30日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5380 FAX _____	

事業名、用途及び内容等

電気料金 11 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円


一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円

整理番号	60
------	----

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No.
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	内	
¥973-	消費税等	
租	ガス代案分として	
2018年11月30日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしましたTEL0972-20-5360 FAX	
		

事業名、用途及び内容等

ガス料金 11 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)


整理番号

61

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
<b>おおいた維新の会 会派 様</b>		
全 額	<b>¥655-</b>	内
		消費税等
組	水道代案分として	
2018年 11 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0354 大分県佐伯市	
上記の金額正に領収いたしました		TEL.0972-28-5860 FAX. _____



事業名、使途及び内容等

水道代 11 月分案分として

あん分による充当の場合


あん分の率 (                    )

あん分による政務活動費の充当額 (                    円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 (                    円)



整理番号	62	領収書等の添付様式			
領収書その他の証拠書類の添付欄					
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">領 収 書 <span style="float: right;">No. _____</span></p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0 0 0;"><b>おおいた維新の会 会派 様</b></p> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 5px 0;"/> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">¥4,071-</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">内 消費税等</td> </tr> </table> <hr style="border: 0.5px solid black; margin: 5px 0;"/> <p style="margin: 0;">租 電話代案分として</p> <p style="margin: 5px 0 0 0;">2018年 11 月 30 日</p> <p style="margin: 0; font-size: 10px;">                 おおいた維新の会                  〒876-0854 大分県佐伯市                  上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361             </p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>			金 額	¥4,071-	内 消費税等
金 額	¥4,071-	内 消費税等			
事業名、使途及び内容等	電話料金 11 月分案分として				
あん分による充当の場合	あん分の率 (                    ) あん分による政務活動費の充当額 (                    円)				
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (                    円)				


整理番号

63

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥4,200-	内 消費税等
但 コピー機リース料案分として		
2018年 11 月 30 日		おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中
上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5360 FAX.0972-28-5361		



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 11 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 (                    )

あん分による政務活動費の充当額 (                    円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 (                    円)

整理番号	64
------	----

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書 No. _____	
おおいた維新の会 会派 様	
全 額	内
¥64,800-	消費税等
但 事務所家賃案分として	
2018年 11 月 30 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市
上記の金額正に領収いたしました TEL.0973-28-5360 FAX.0973-28-5361	



事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 11 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)

一部のみ打切り充当した場合

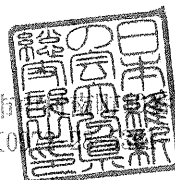
政務活動費充当額 ( ) 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 65

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2 style="margin: 0;">領 収 書</h2> <p style="margin: 0;">No. _____</p>	
<h3 style="margin: 0;">おおいた維新の会 会派 様</h3>	
金 額	<p style="font-size: 24px; font-weight: bold; margin: 0;">¥54,756-</p>
内	消費税等
<p>但 コピー機トナー代案分として</p>	
2018年 11 月 30 日	<p>おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0</p>



事業名、用途及び内容等

事務所コピー機トナー代金

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円)



整理番号 66

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

**ご利用控**

お取引内容 振込		機械番号 11	取替番号 147	ご利用年月日 30-12-25
振込先 [REDACTED]		口座番号 [REDACTED]		
万円券	五千円券	二千円券	千円券	お取引金額 ¥50,000
テスウリヨウ ¥648		お取引後残高 *****		
(00061) ご依頼人		[REDACTED]		
お振込先		[REDACTED]		
お受取人		[REDACTED]		

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。

**伊予銀行**

印紙税申告書  
付につき松山  
協賛者承認済

事業名、用途及び内容等

調査委託費 / 2 月分

あん分による充当の場合


あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

## 政務調査依頼書

業務委託者（甲）	大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
業務受託者（乙）	

甲は乙へ政務調査委託契約書に基づき下記の通り、政務調査を依頼する。

1. 件 名	平成 30 年第 4 回定例県議会に係る政務調査
2. 契約金額	金 50,000 円
3. 業務内容	平成 30 年第 4 回定例県議会に上程される議案、意見書、請願、報告を対象とし、これらをシステム論の観点から検証し、県民、国民に対し強く発信する必要があるものにつき、見解をまとめ報告する。
4. 期 間	平成 30 年 12 月 1 日 ～ 平成 30 年 12 月 28 日
5. 特記事項	

平成 30 年 12 月 1 日

大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史  
〒876 - 0854 大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号  
TEL. 0972 - 28 - 5490 FAX. 0972 - 28 - 5361

平成30年12月5日

政務調査委託業務終了報告書 兼 請求書

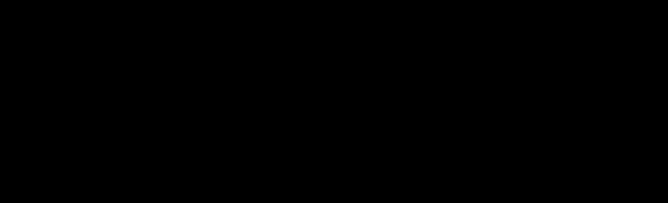
大分県議会会派 おおいた維新の会

桑原宏史 殿



平成30年12月1日付け政務調査委託業務依頼について、下記のとおり業務が完了したので報告します。

なお、当該業務に係る委託金を合わせて請求しますので、下記口座に振り込み願います。

1.成果報告	<p>【平成30年第4回定例県議会に係る政務調査】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・上程議案につきシステム論の観点から内容を精査し、議案質疑及び討論すべき対象を提示し、案を作成する。(2件)</li></ul> <p>*平成30年12月5日メール送信済み</p>
2.請求額	金 50,000 円
3.振込口座	<ul style="list-style-type: none"><li>・ </li><li>・</li><li>・</li></ul>





意見書案

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018年12月3日(月) 13:22

To [REDACTED]

[REDACTED] 様

本日、意見書案が挙がってきましたのでお送りします。時間がなく PDF にできず写真ですがお許してください。  
討論日は12日ですが、賛否のみ明日の17時までには決めたいと思います。

私の所感は以下です。

整理番号

- 1 賛成 討論なし
  - 2、3 [REDACTED] 様のご意見をお聞かせ下さい。
  - 4 賛成 討論なし
  - 5 ICT 要員の配置と教員向けの研修等が過剰にならないように求めた上で賛成
  - 6 賛成 討論なし
  - 7 賛成 討論なし
- 以上

Re: 意見書案

受信トレイ

2018年12月3日(月) 20:25

To 自分

桑原様

PDF で資料を送ってくださりまして、ありがとうございます。

いつも OCR で文字起こしをしているので、PDF ファイルの方が助かります。

意見書の「2. 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書」と「3.

相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書」に関しては、日本維新の会も以下のように、同じような趣旨の「提言」を今年の7月に安倍内閣に対して行っており、かつ、内容的にも意見書に問題はないので、賛成でよいと思います。

<https://o-ishin.jp/news/2018/images/a718eddd4c87f7c20b7c9124b3e1ba7ac77de187.pdf>

(この提言の1と6が、それぞれ今回の意見書の2と3に相当します)

賛否はすべて賛成ということになりますが、

5. Society 5.0 時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書
6. 無戸籍問題の解消を求める意見書

の二つは、討論ありにしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

-----  
北朝鮮による日本人拉致問題の早急な解決を求める意見書 (案)

北朝鮮による日本人の拉致問題は、我が国に対する主権の侵害、日本国民の生命・安全に関わる重大な問題であり、早急な全面解決が求められている。本年六月の米朝首脳会談や九月の南北首脳会談により、解決に向けて大きく進展すると期待されたが、北朝鮮は国営メディアなどで「拉致問題は解決済み」とするなど具体的な進展は

見られていない。政府は、全ての拉致被害者の安全確保と早急な帰国を最優先課題として取り組んでいるが、数十年も自由を奪われている拉致被害者本人と帰国を待つ家族の忍耐はもはや限界を超えている。よって、国会及び政府におかれては、米国や関係各国と緊密に連携し、あらゆる手段を講じて一刻も早い日本人拉致問題の完全解決のために全力を尽くして取り組まれるよう強く要望する。

#### 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

大阪北部地震、西日本豪雨、台風第二十一号、北海道胆振東部地震など、大規模な自然災害が頻発している。こうした中、被災した住民の生活再建を支援する制度の拡充は、喫緊の課題である。都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給する被災者生活再建支援法は、一九九八年五月に成立し、同年十一月から施行された。これまで、二〇〇四年、二〇〇七年に大幅な法改正があり、一定の改善が図られてきた。しかしながら、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となり、被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅の建設・購入・補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といった問題など、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなっている。被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する手厚い支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するよう、国による更なる支援及び制度の拡充が必要である。よって、国会及び政府におかれては、次の事項を実施するよう強く要望する。一被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金の加算支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金全体の最高額を引き上げること。二被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を引き上げること。また、都道府県の追加拠出に対し、過去と同等の地方財政措置（起債充当率百%、償還に対する交付税措置八十%）を講じること。三被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

#### 相次ぐ災害に対する特別交付税の増額を求める意見書（案）

平成三十年六月の大阪北部地震、七月の西日本豪雨、九月の台風第二十一号・第二十四号や北海道胆振東部地震など、全国各地で災害が相次ぎ、甚大な被害が発生した。多くの方が亡くなったり、安否不明となり、今なお避難生活を余儀なくされている方もおられる。また、家屋の倒壊や土砂崩れ、大規模な停電・断水、道路や鉄道を始め交通機関への影響なども生じた。被災地域の復旧・復興に万全を期し、被災された方々が一日も早く安心して生活できるよう、全力を挙げることが求められている。被災自治体は早期の復旧・復興、被災者支援に全力で取り組んでいるが、多額の経費、労力、専門的知識が必要である。第百九十七回臨時国会が始まり、一連の被災地の復旧・復興や、`公立小・中学校等へのエアコン設置、ブロック塀改修等に対応し必要な財政措置を講ずるための平成三十年度補正予算が成立した。補正予算では、被災地の復旧・復興に七千二百七十五億円、公立小中学校等の施設におけるエアコン設置、ブロック塀改修等の対応に一千八十一億円、さらに今後の災害対応等を勘案した予備費の追加として一千億円を計上している。しかし、被災自治体の具体的な復旧事業に対し、国が負担すべき補助金が増えたための措置にすぎない。また、予備費も緊急的な支出にすぎず、翌年度への繰り越しが認められないこともあり、使い勝手が悪い点は否めない。よって、国会及び政府におかれては、相次ぐ甚大な災害の発生に鑑み、被災自治体が財政面で安心感をもって、的確に復旧・復興、被災者支援に取り組めるようにするため、国による財政支援への明確な担保と長期的な支援が必要であり、次の事項について全力で取り組まれるよう強く要望する。一被災自治体の要望を踏まえ、第二次補正予算案を早急に編成すること。二被災自治体において生じる復旧・復興対策等に係る特別の財政需要について、十分な財政支援を講じること。特に特別交付税は地

方交付税総額の六%の上限枠が設定されており、特別交付税の総額がそのままでは、被災自治体の各々の配分が大幅に減りかねないことから、復旧・復興対策に財政上の支障が生じないように、特別交付税の特例的な増額や別枠措置を設けるなど、積極的な財政支援を行うこと。

#### 認知症施策の推進を求める意見書（案）

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、二〇一五年に推計で約五百二十五万人であったものが、万人を突破すると見込まれている。認知症の人は年々増え続け二〇二五年には推計で七百認知症は、誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現を目指し、当事者の意思を大切に、家族等にも寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組まれてこなかった課題にも踏み込んでいく必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。よって、国会及び政府におかれては、認知症施策の更なる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた次の事項に取り組むことを強く求める。一 国や自治体をはじめ、企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。二 認知症診断直後は、相談できる人がいない人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。三 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。四 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通じ、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリテーションや介護方法に関する研究を進めること。右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

#### S o c i e t y 5. 0 時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書（案）

S o c i e t y 5. 0 の時代は、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など、人間としての強みを活かして一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められている。そのためには、これまでの日本の教育の良さを活かしつつ、A I、I o T等の革新的技術をはじめとするI C T等の活用による新たな教育の展開が不可欠である。そのような中、一人一人の興味関心や習熟度に対応した公正に個別化・最適化された学びを可能にするだけでなく、データ・進捗管理に伴う教員の負担軽減にもつながる「E d T e c h」イノベーションの波が世界各国の教育現場に及び、「学びの革命」が進んでいる。R d T e c hを学校教育現場で活用するには、前提としてI C T環境の整備が不可欠であるが、我が国の学校教育現場におけるI C T環境の実態は、整備状況（通信容量・パソコンのスペック・台数等）に自治体間格差も大きく、このままでは生徒全員が十分にE d T e c hを活用するのは困難な状況にある。よって、政府におかれては、次の事項を実現するよう強く求める。一 二〇一八～二〇二二年度まで行うことになっている地方財政措置について、自治体においてI C T環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手の良い制度にするなど、一層の拡充を行うこと。二 I C Tを活用した教育を推進するために、教員や児童生徒のI C T利活用を援助する役割がある「I C T支援員」の配置が進むよう周知徹底するとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。三 「公正に個別最適化された学び」を広く実現するため、学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未

来型教育テクノロジー」の開発・実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

#### 無戸籍問題の解消を求める意見書（案）

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題である。無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等ができないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権に関わる深刻な問題である。また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要である。よって、政府におかれては、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう次の事項に早急に取り組むことを強く求める。一強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。二関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができることから、窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応をとるよう周知徹底すること。三嫡出否認の手續に関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すか、民法第七七二条第一項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

#### 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、二〇一一年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものである。また、二〇一六年の熊本地震や、二〇一八年の大阪北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させている。しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生のたびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところである。よって、国会及び政府におかれては、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、「義援金差押禁止法」の恒久法としての立法化を早期に進めることを強く求める。

Re: 意見書案

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018/12/03 21:52

To [REDACTED]

返信ありがとうございます。今後はすぐに PDF で送れるように致します。

ご提案のように全て賛成で、整理番号 5、6 討論ありにしたいと思います。よろしくお願い致します。

2018 年 第 4 回定例会 意見書に対する討論

受信トレイ

永井俊哉 <tumezuki@gmail.com>

添付ファイル

2018年12月5日(水) 22:56

To 自分

桑原様

「第4回定例会 意見書に対する討論」の案を添付して送ります。

2018年 第4回定例会 意見書に対する討論

討論

Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

第5号議案「Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書」に賛成する立場で討論を行います。私も、かねてからエドテック推進を主張してきたので、本意見書の趣旨には賛成しますが、学校ごとにパソコンの台数をそろえることをICT環境の整備に含める必要はないと思います。来年度の一般会計の総額が初めて100兆円を超えるなど、国の歳出拡大に歯止めがかからない今、財政支出を抑制する方法を考えなければなりません。従来のICTを活用した教育では、同じOSをインストールした同じ端末を生徒に配布するのが一般的でした。しかし、クラウド化した現代のエドテックでは、端末やOSの種類とは無関係に、同じサービスが受けられるようになっているので、その必要はありません。

現代の生徒の大部分は、モバイル端末を所有しています。それをクラウドにアクセスするツールとしてそのまま使えば、たんに予算を大幅に削減できるだけでなく、生徒は、使い慣れた自分の端末を通じて、学校の外でも同じ人工知能による教育サービスをシームレスに受けられるようになります。

クラウドを利用するなら、学校内にサーバーを置く必要もなくなります。学校のICT環境としては、Wi-Fiなど最小限の設備だけで済みます。サーバーをメンテナンスする人員も不要になるので、ICT支援員を各校に常駐させなくても、オンラインサポートで十分ということになります。

既にモバイル端末を持っている生徒に新たに学校用の端末を配布することは、学校と家庭の両方にエアコンを設置することと同様、財政負担を大きくする二重投資です。低所得世帯のエアコン設置やモバイル端末購入を補助する方が、財政支出は少なく済みます。

今年の夏は、災害級の暑さであったことから、政府は、全国の小中学校にエアコンを設置することを決めると同時に、生活保護受給世帯へのエアコン代支給も容認しました。教室にエアコンを設置しても、体育の授業や登下校で熱中症になるリスクは取り除けません。熱中症を予防する上で最も効果的な方法は、外出を避け、エアコンの効いた自宅で勉強することです。クラウドベースのエドテックがあれば、自宅学習にハンディはありません。学校教育の重要な役割は、実社会で働くための訓練です。ネットの普及により、SOHOの重要性が今後とも高まると予想されるので、そのための訓練という意味でも、エドテックを用いた遠隔教育には力を入れるべきであると思います。

以上の限定をつけた上で、本意見書に賛成します。

無戸籍問題の解消を求める意見書

続きまして、第6号議案「無戸籍問題の解消を求める意見書」に賛成する立場で討論を行います。

今年八月現在、法務省が把握している無戸籍者数は715人で、そのうち四分の三は、民法の嫡出(ちやくしゅつ)推定の規定によって子が前夫(ぜんぶ)の戸籍に登録されるのを避けるために、母が出生届を出さなかったことで発生しています。

嫡出推定を覆す訴えを起こせるのは、原則として夫だけで、それも子の出生を知ってから一年以内です。いったん確定した父子関係は、DNA鑑定で間違いであることが判明しても、取り消すことはできません。平成26年に最高裁判所がそういう判決を出しました。

ただし、最高裁判所は、事実上の離婚や遠隔地の居住などで前夫の子を妊娠する可能性がないことが明白な場合は嫡出推定の例外とする判断を示しており、法務省民事局長も、医師による妊娠時期の証明があれば、嫡出推定を否定する出生届を特例として認める通達を出しています。それでも、子を前夫の戸籍に登録させないためのハードルは低くはなく、今後も無戸籍者が増えることが予想されます。

本意見書は、民法第七七二条に例外規定を設けるなどの民法改正の検討を求めています。私も、前夫による嫡出否認がなくても、母が DNA 鑑定をもとに正しい出生届を出せる規定を設けるべきであると思います。しかし、私は、そもそも戸籍は必要なのかというもっと根本的な問題を提起したい。父が誰であれ、母が日本人なら、子も日本国籍を持てるので、無戸籍だからと言って子が日本国民としての権利を持つことを否定するべきではありません。

戸籍制度は、家を前提にした前近代的な制度で、外国人の配偶者を記載できないとか、氏を統一しなければならないとかといった制約により、無戸籍問題以外にも様々な社会問題を生み出しています。身分の認証システムを家中心から個人中心に変える必要があります。

政府は、戸籍事務にマイナンバーを導入し、戸籍謄本を取得しなくても、マイナンバーで児童扶養手当の受給や婚姻届の提出などを可能にすることを検討しています。戸籍や住民票など、個人認証に必要な情報を各市町村長ごとにばらばらのフォーマットで管理するよりも、すべてをマイナンバーでひもづけ、国がクラウド上で一元的に管理する方が、行政にとっても、国民にとっても利便性が高まります。

マイナンバーで統合するにあたって、戸籍に記載されている本籍地の情報は削除すべきです。国が管理する以上必要ないし、差別に悪用されることがあるからです。いったん個人と個人間の情報を集約したデータベースを作成すれば、住民票のような個人の情報、戸籍のような家族の情報、相続の際に必要な親族の情報など、そのつど必要な範囲のデータを一つのデータベースから抽出できるようになります。

無戸籍問題解消だけでなく、戸籍自体の解消をというのが私の考えですが、もとより、無戸籍問題解消に異論はないので、本意見書に賛成します。

#### 参考資料

Society5.0 時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書

学校 ICT 環境整備にもクラウドは有効、総務省が「教育クラウドプラットフォーム」標準仕様を策定へ

<https://internet.watch.impress.co.jp/docs/news/1062266.html>

場所のシームレスとは、教室や図書室、体育館など学校の中と、端末を持ち帰ったり自宅の PC やタブレットを使っての家庭学習、校外学習など、場所や端末を変えながら学習できること。このいい例としては、イスタンブールの日本人学校の事例が紹介された。安全事情のため休校を余儀なくされることもあり、日本に一時帰るなどで世界中に生徒が散り散りになるという。そこで、教育クラウドプラットフォームを使って世界中からシームレスに学習ができるようにした。

文部科学省「次世代学校支援モデル構築事業」、総務省「スマートスクール・プラットフォーム実証事業」概要説明資料

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000525566.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000525566.pdf)

校務系システム及び授業・学習系システムが保有するデータを連携・活用し、学習指導・生徒指導等の質の向上及び学級・学校運営の改善等、教育の質の向上につながるための実証研究を行う。

来年度予算、初の 100 兆円超 重要インフラに 1 兆円

<https://mainichi.jp/articles/20181205/k00/00m/020/010000c>

政府は、2018～20 年度の 3 年間で集中的に実施する重要インフラの整備に総額 3 兆円超を投入する方針を固めた。このうち 1 兆円超を 19 年度予算案に計上する。19 年度予算案は、高齢化に伴う社会保障費の増加なども見込まれているため、一般会計の総額が当初段階としては初めて 100 兆円の台を突破する見通しになった。

全小中学校にエアコン設置 政府、来夏までに

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO35915230Y8A920C1SHA000/>

安倍晋三首相は16日、仙台市での街頭演説で「全ての学校の教室にクーラーを付けていく。直ちに予算を獲得し、来年の夏までに間に合うように対応していく」と表明した。ただ政府が3月下旬までの成立をめざす当初予算で対応すれば、工事は4月以降にずれ込む公算が大きい。夏までにエアコンを利用できるようにするには、学校が春休みに入っている3月を軸に工事を終えるのが望ましい。それには補正予算で措置するのが不可欠と判断した。単純計算すると、普通教室だけでも公立小中学校の20万近い教室でエアコンが未整備だ。メーカーの生産能力や工事が追いつくかも見通せていない。地域によっては「教室ごとの設置費が200万~300万円になるケースも多い」（財務省主計局）とされ、需要の集中で価格がさらに上振れする可能性もある。

生活保護世帯にエアコン購入費＝上限5万円、熱中症対策－厚労省

<https://www.jiji.com/jc/article?k=2018072701165&g=smm>

厚生労働省は27日までに、熱中症対策のため、今年4月から生活保護受給を開始した世帯のうち、高齢者や子どもがいるなど一定の要件を満たせば、5万円を上限にエアコンの購入費用の支給を認めることを決めた。

無戸籍問題の解消を求める意見書

解消されぬ無戸籍問題 民法改正の議論を早急に

<https://mainichi.jp/articles/20180903/ddm/005/070/051000c>

法務省が把握している715人の無戸籍者のうち4分の3は、嫡出推定の規定によって子が夫の戸籍に登録されるのを避けるために出生届を出さなかったケースという。

民法第七百七十二條

<http://elaws.e->

[gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=129AC0000000089\\_20180401\\_429AC0000000044&openerCode=1#2808](http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=129AC0000000089_20180401_429AC0000000044&openerCode=1#2808)

第七百七十二條 妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。

2 婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。

血縁なくても「父子」認定 最高裁 DNAで嫡出推定覆らず

[https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG17H0U\\_X10C14A7EA1000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG17H0U_X10C14A7EA1000/)

DNA鑑定で血縁関係が否定された場合に法律上の父子関係を取り消せるかが争われた訴訟の上告審で、最高裁第1小法廷（白木勇裁判長）は17日、父子関係を取り消すことはできないとする判決を言い渡した。妻が結婚中に妊娠した子は夫の子とする民法の「嫡出推定」規定は、DNA鑑定の結果より優先されるとの初判断を示した。

戸籍事務にマイナンバー 法制審の部会が中間試案

<https://www.nikkei.com/article/DGXMZO30323060Q8A510C1PP8000/>

法制審議会（法相の諮問機関）の戸籍法部会は、マイナンバーの戸籍事務への導入を柱とする中間試案を公表した。マイナンバーを提示すれば、戸籍証明書を取得せずに児童扶養手当の受給や婚姻届の提出などを可能にする。橋下徹"日本の戸籍は差別助長のツールだ"

<https://president.jp/articles/-/24425>

現戸籍における本籍地や出生地の記載は被差別地域を確認すること以外に使い道がありません。本人の本籍地は簡単に変更することができますが、本人の出生地や先祖の本籍地・出生地は延々と付いてきます（戸籍を遡って検索できます）。そして本人の出生地や先祖の本籍地・出生地は今の日本社会において提出を求められることがないのに、ずっと戸籍に記載が残ったまま。現住所地、ギリギリのところまで本人の本籍地さえ戸籍に記載があれば本人確認としては十分なはずですが、にもかかわらず、現代社会において不用な、本人の出生地、先祖の本籍地・出生地情報を戸籍に記載することはもう止めようよという政治的な動きは全くありません。この不要な戸籍記載

こそが、悲惨な差別問題を引き起こしているにもかかわらずです。

Re: 2018 年 第 4 回定例会 意見書に対する討論

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2018 年 12 月 5 日(水) 23:53

To [REDACTED]

ありがとうございます。素晴らしい切り口です。よく理解しました！



整理番号 67

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書  
平成30年12月31日

殿

支給額	基本給	¥155,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥175,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥525
	所得税	
	合計	¥525
差引支給額		¥174,475

事業所名 おおいた維新の会

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 12 月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 87,500 円)

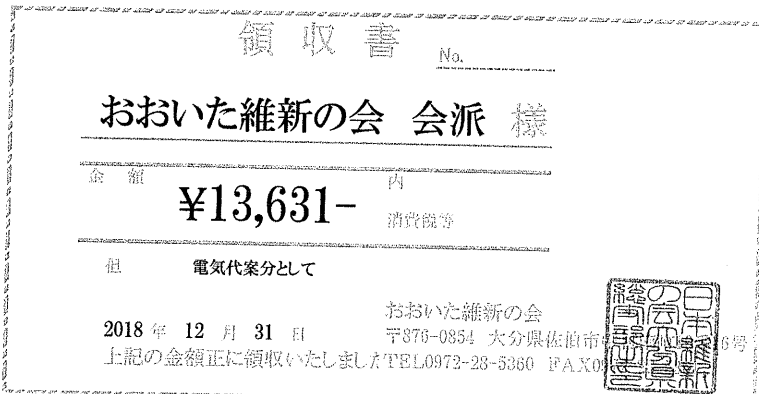
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 68

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

電気料金 12 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合


政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

67

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<b>領 収 書</b> No. _____	
<b>おおいた維新の会 会派 様</b>	
金 額	内
<b>¥1,029-</b>	消費税等
租	ガス代案分として
2018年12月31日 おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361	
	

事業名、使途及び内容等

ガス料金/2月分案分として


あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

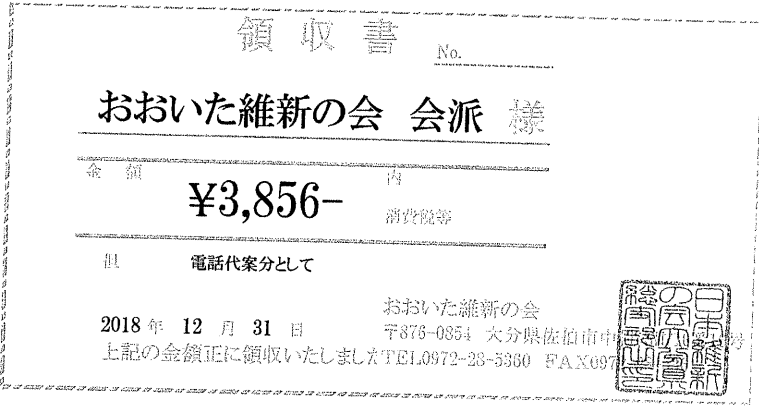
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	70	<h1>領収書等の添付様式</h1>						
領収書その他の証拠書類の添付欄								
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">領 収 書 <small>No. _____</small></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: right;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 1.5em;">¥670-</td> <td style="width: 30%; text-align: left;">内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">消費税等</td> </tr> </table> <hr/> <p>但 水道代案分として</p> <p>2018年12月31日 におおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中 上記の金額正に領収いたしましたTEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361</p>  </div>			金 額	¥670-	内			消費税等
金 額	¥670-	内						
		消費税等						
事業名、使途及び内容等								
水道代 <u>12</u> 月分案分として								
あん分による充当の場合								
あん分の率 (            )								
あん分による政務活動費の充当額 (                            円)								
一部のみ打切り充当した場合								
政務活動費充当額 (                            円)								

整理番号	71
------	----

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄
 <p>領収書 No. _____  <b>おおいた維新の会 会派 様</b>          金額 <b>¥3,856-</b> 内 消費税等          品 電話代案分として          2018年12月31日 おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中          上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-23-5360 FAX.0972-23-5361</p>

事業名、用途及び内容等
電話料金 <u>12</u> 月分案分として

あん分による充当の場合
あん分の率 ( )
あん分による政務活動費の充当額 ( 円)


一部のみ打切り充当した場合
政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

02

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書	
No.	_____
おおいた維新の会 会派 様	
金 額	内
¥4,200-	消費税等
但 コピー機リース料案分として	
2018年12月31日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-26-5360 FAX
	

事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 12 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

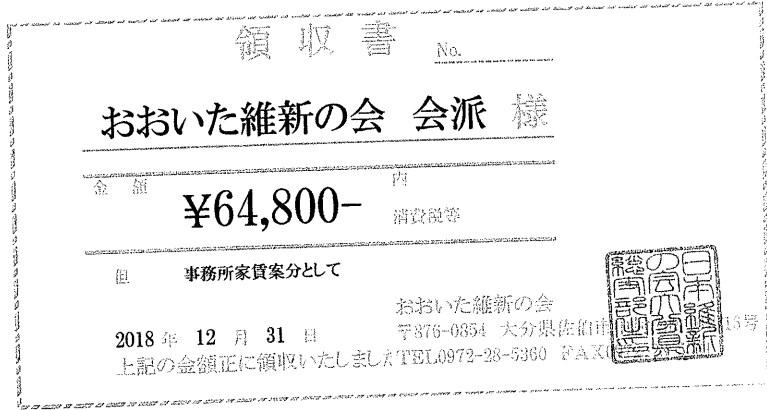
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 領収書等の添付様式

整理番号 73

領収書その他の証拠書類の添付欄



事業名、使途及び内容等

事務所賃貸料 12 月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)





整理番号 74

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成31年1月31日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥175,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥195,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥585
	所得税	
	合計	¥585
差引支給額		¥194,415
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted] 文庫印		

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 1月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 97,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

# 雇 用 契 約 書

氏 名	██████████	生年月日	██████████
住 所	████████████████████████████████████████		
連絡先	██████████	緊急時 連絡先	██████████

下記条件にて契約することに同意します。

雇用期間	平成 31 年 1 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日		
就業場所	大分県佐伯市中村南町10-16		
業務内容	政務活動補助		
就業時間	午前 8 時 0 分 ~ 午後 5 時 0 分 内実働4時間		
休 日	日祝日、年始年末		
給与（賃金）	月給 基本給 175,000 通勤手当 20,000		
給与支払方法	当月 末 日 支 払 （ 末 日 締 切 ）		
給与振込先	銀行	支店	██████████
	口座番号	██████████	██████████

契約書は2通作成し、双方が各1通が保有する。

平成 31 年 1 月 1 日

雇用者 会 派 名

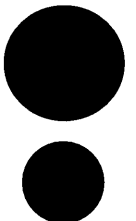
おおいた維新の会

代 表 者 名

桑原 宏史

被雇用者 氏 名

██████████



# 領収書等の添付様式

整理番号	75
------	----

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書	
No. _____	
おおいた維新の会 会派 様	
金 額	内
¥17,086-	消費税等
但	電気代案分として
2019年 1 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中村南町10番16号 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361

事業名、用途及び内容等

電気料金 1月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

別記様式第7号（第4条関係）

整理番号 76

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書	
No. _____	
おおいた維新の会 会派 様	
金 額	内
¥1,078-	
消費税等	
但 ガス代案分として	
おおいた維新の会	
〒876-0854 大分県佐伯市中通10番16号	
TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361	
2019年 1 月 31 日 上記の金額正に領収いたしました	

事業名、用途及び内容等

ガス料金 1月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

別記様式第7号 (第4条関係)

整理番号 77

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥670-	内
		消費税等
担	水道代案分として	
2019年 1 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 16号	
上記の金額正に領収いたしました		TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361

事業名、使途及び内容等

水道料金 1月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	78
------	----

## 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥4,283-	内 消費税等
但	電話代案分として	
2019年 1 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市市前1-1-1 電話0972-28-5360 FAX0972-28-5361	
上記の金額正に領収いたしました		

事業名、使途及び内容等

電話料金 1月分案分として

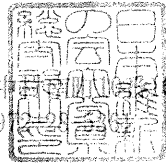
あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円


整理番号	79	領収書等の添付様式						
領収書その他の証拠書類の添付欄								
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領 収 書</p> <p style="text-align: right; font-size: 0.8em;">No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em; margin-top: 10px;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; font-size: 0.8em;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">¥4,200-</td> <td style="width: 30%; text-align: center; font-size: 0.8em;">内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center; font-size: 0.8em;">消費税等</td> </tr> </table> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">但 コピー機リース料案分として</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">2019年 1 月 31 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.7em;">上記の金額正に領収いたしました</p> </div> <div style="width: 50%; text-align: right;"> <p style="font-size: 0.8em;">おおいた維新の会</p> <p style="font-size: 0.7em;">〒876-0854 大分県佐伯市中央町1-26号</p> <p style="font-size: 0.7em;">TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361</p> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">  </div> </div>			金 額	¥4,200-	内			消費税等
金 額	¥4,200-	内						
		消費税等						
事業名、用途及び内容等	コピー機リース料 1月分案分として							
あん分による充当の場合	あん分の率 (                    ) あん分による政務活動費の充当額 (                    円)							
一部のみ打切り充当した場合	政務活動費充当額 (                    円)							

整理番号 80

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2>領 収 書</h2>	
No. _____	
<h3>おおいた維新の会 会派 様</h3>	
金 額	内
<b>¥64,800-</b>	消費税等
但 事務所家賃案分として	
2019年 1 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中 TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361
上記の金額正に領収いたしました	



事業名、用途及び内容等

事務所家賃料 1月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)





整理番号 81

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成31年2月28日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥175,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥195,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥585
	所得税	
	合計	¥585
差引支給額		¥194,415
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted] 代表印		

事業名、用途及び内容等

政務活動補助員 2月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 97,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 82

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2>領 収 書</h2>	
No. _____	
<h3>おおいた維新の会 会派 様</h3>	
金 額	内
<h1>¥20,180-</h1>	
	消費税等
但 電気代案分として	
2019年 2 月 28 日	
おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中央 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361	

事業名、用途及び内容等


電気料金 2月分案分として

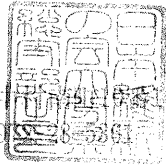
あん分による充当の場合

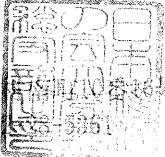
あん分の率 ( )  
あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

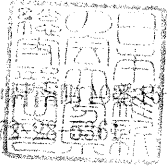
一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号	83	領収書等の添付様式					
領収書その他の証拠書類の添付欄							
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">領 収 書 <span style="float: right;">No. _____</span></p><p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p><hr/><table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%; text-align: center;">金 額</td><td style="width: 50%; text-align: center;">内</td></tr><tr><td style="text-align: center; font-size: 1.5em;">¥1,078-</td><td style="text-align: center;">消費税等</td></tr></table><hr/><p>但 <span style="margin-left: 20px;">ガス代案分として</span></p><p style="text-align: right;">おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中央町10番16号 TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361</p></div>				金 額	内	¥1,078-	消費税等
金 額	内						
¥1,078-	消費税等						
事業名、使途及び内容等							
ガス料金 2月分案分として							
あん分による充当の場合							
あん分の率 ( ) あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円)							
一部のみ打切り充当した場合							
政務活動費充当額 ( ) 円)							

整理番号	84	<h1>領収書等の添付様式</h1>						
領収書その他の証拠書類の添付欄								
<div style="border: 1px dashed black; padding: 20px;"><p style="text-align: center;">領 収 書 <span style="float: right;">No. _____</span></p><hr/><p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">おおいた維新の会 会派 様</p><hr/><table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 30%; text-align: right;">金 額</td><td style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">¥695-</td><td style="width: 40%; text-align: left;">内</td></tr><tr><td></td><td></td><td style="text-align: left;">消費税等</td></tr></table><hr/><p>但 水道代案分として</p><p style="margin-top: 20px;">2019年 2 月 28 日</p><p style="text-align: right; margin-top: 10px;">おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361</p></div>			金 額	¥695-	内			消費税等
金 額	¥695-	内						
		消費税等						
事業名、使途及び内容等								
水道料金 2月分案分として								
	あん分による充当の場合							
あん分の率 ( )								
	あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円							
一部のみ打切り充当した場合								
政務活動費充当額 ( ) 円								

整理番号	85	<b>領収書等の添付様式</b>						
領収書その他の証拠書類の添付欄								
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: 24px; margin: 0;">領 収 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">No. _____</p> <p style="text-align: center; font-size: 24px; margin: 10px 0;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 24px; font-weight: bold;">¥4,251-</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消費税等</td> </tr> </table> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <p style="margin: 5px 0;">但 電話代案分として</p> <p style="margin: 10px 0;">2019年 2 月 28 日</p> <p style="margin: 0;">おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中 上記の金額正に領収いたしました TEL.0972-28-5360 FAX.0972-28-5361</p>  </div>			金 額	¥4,251-	内			消費税等
金 額	¥4,251-	内						
		消費税等						
事業名、使途及び内容等								
電話料金 2月分案分として								
あん分による充当の場合								
あん分の率 (                    ) あん分による政務活動費の充当額 (                    円)								
一部のみ打切り充当した場合								
政務活動費充当額 (                    円)								

整理番号	86	<h2 style="margin: 0;">領収書等の添付様式</h2>						
領収書その他の証拠書類の添付欄								
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 0 auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">領 収 書 <span style="float: right;">No. _____</span></p> <p style="text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">おおいた維新の会 会派 様</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">金 額</td> <td style="width: 40%; text-align: center; font-size: 1.5em; font-weight: bold;">¥4,200-</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">内</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">消費税等</td> </tr> </table> <hr/> <p style="text-align: center;">但 コピー機リース料案分として</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">                 おおいた維新の会                  〒876-0854 大分県佐伯市                  上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361             </p>  </div>			金 額	¥4,200-	内			消費税等
金 額	¥4,200-	内						
		消費税等						
事業名、使途及び内容等								
コピー機リース料 2月分案分として								
あん分による充当の場合								
あん分の率 (                    ) あん分による政務活動費の充当額 (                    円)								
一部のみ打切り充当した場合								
政務活動費充当額 (                    円)								

整理番号	87
------	----

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2>領 収 書</h2>	
No. _____	
<h3>おおいた維新の会 会派 様</h3>	
金 額	内
<b>¥64,800-</b>	消費税等
但	事務所家賃案分として
2019年 2 月 28 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中山南町1番16号 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361

事業名、使途及び内容等

事務所家賃料 2月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )  
あん分による政務活動費の充当額 ( ) 円

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( ) 円





# 領収書等の添付様式

整理番号 88

領収書その他の証拠書類の添付欄

## ご利用控

お取引内容	振込	種別番号	11	取扱番号	132	ご利用年月日	20190325
振込先	口座番号	銀行番号	210000	支店番号		口座番号	
万円券	五千円券	二千円券	円券	お取引金額	¥50,000		
テスウリヨウ	¥648	お取引後残高		*****			
(00060)							
ご依頼人オオイトイツノカイ							
お振込先				[REDACTED]			
お受取人				[REDACTED]			

お振込明細・ご案内

いつもご利用いただきありがとうございます。

**伊予銀行** 印紙税申告納付につき松山 税務署重課納付

事業名、使途及び内容等

調査委託金3月分

あん分による充当の場合


あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

## 政務調査依頼書

業務委託者（甲）	大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史
業務受託者（乙）	

甲は乙へ政務調査委託契約書に基づき下記の通り、政務調査を依頼する。

1. 件 名	平成 31 年第 1 回定例県議会に係る政務調査
2. 契約金額	金 50,000 円
3. 業務内容	平成 31 年第 1 回定例県議会に上程される議案、意見書、請願、報告を対象とし、これらをシステム論の観点から検証し、県民、国民に対し強く発信する必要があるものにつき、見解をまとめ報告する。
4. 期 間	平成 31 年 3 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 14 日
5. 特記事項	

平成 31 年 3 月 1 日

大分県議会会派 おおいた維新の会 代表 桑原宏史  
〒876 - 0854 大分県佐伯市中村南町 10 番 16 号  
TEL. 0972 - 28 - 5490 FAX. 0972 - 28 - 5361

平成31年3月8日

政務調査委託業務終了報告書 兼 請求書

大分県議会会派 おおいた維新の会

桑原宏史 殿



平成30年12月1日付け政務調査委託業務依頼について、下記のとおり業務が完了したので報告します。

なお、当該業務に係る委託金を合わせて請求しますので、下記口座に振り込み願います。

1.成果報告	<p>【平成31年第1回定例県議会に係る政務調査】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>上程議案につきシステム論の観点から内容を精査し、議案質疑及び討論すべき対象を提示し、案を作成する。(2件)</li></ul> <p>*平成31年3月8日メール送信済み</p>
2.請求額	金 50,000 円
3.振込口座	<ul style="list-style-type: none"><li>● </li><li>● </li><li>● </li></ul>



H31 第 1 回定例会について

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

2月25日(月) 15:58

To [REDACTED]

[REDACTED] 様

お世話になります。

定例会の資料をお送りすることが遅れて申し訳ありません。今回は知事の改選前であり義務的経費と継続事業が主な骨格予算ですので、特に問題なければ討論を行わない予定です。資料はお送りしておきます。

いつもの議員提案の意見書案は3月6日にあがってきますので、入手次第お送りいたします。賛否の確認だけは翌日7日にしなければなりません。討論は15日です。

よろしくお願ひいたします。

Re: H31 第 1 回定例会について

受信トレイ

[REDACTED]  
2月25日(月) 19:07

To 自分

桑原様

ご報告ありがとうございます。

今回は、意見書に対する討論だけということですか。

Re: H31 第 1 回定例会について

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

2月25日(月) 19:16

To [REDACTED]

はい。そうです。よろしくお願ひ致します。

意見書案

桑原宏史 <hiroshi34nono@gmail.com>

添付ファイル

3月6日(水) 9:41

To [REDACTED]

[REDACTED] 様

意見書案が只今提示されましたので、お送り致します。

賛否、討論についてご提案下さい。ばたばたしておりましてゆっくり目を通しておりません。よろしくお願ひ致します。

Re: 意見書案

受信トレイ

[REDACTED]  
3月6日(水) 13:29

To 自分

意見書の送付ありがとうございます。

今回の選挙では、選挙区内に県民クラブ系候補（成迫健児さん）が出ていることもあるので、維新と県民クラブとの立場の違いを有権者にはっきり示す必要があると思います。よって、県民クラブが発案している二つの意見書に反対を表明し、討論を行うのが適切かと考えますが、いかがでしょうか。

1. 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を踏まえ真摯な対応を求める意見書  
辺野古米軍基地建設の問題に対する維新の態度ははっきりしていません。松井知事は、2月25日に記者団に次のように語っています。

“政府は、(米軍普天間飛行場の)危険性除去のために辺野古にいったん移した後、その後のことを米国と協議するべきだ。辺野古がいつまでも基地として固定されるのが非常に懸念されているわけだから。いまトランプ大統領が北朝鮮の非核化やアジアの安全保障について話し合いを進めているんだから、北朝鮮の非核化ができた時に米国として基地の規模をどうするのかとか、「辺野古後」の基地のガイドライン的なものを話し合うべきだと思う。沖縄の皆さんに辺野古は固定化するんじゃないというメッセージがいます。”(大阪府庁で記者団に)

<https://digital.asahi.com/articles/DA3S13909470.html>

仮に将来北朝鮮の脅威がなくなったとしても、中国の脅威は依然として残るし、辺野古は一時的な基地にするには、建設費用が大きすぎます。

地元の維新の中には、反対を表明している人もいます。

“維新の大城憲幸氏は「(埋め立てに)反対」とし、辺野古の滑走路が普天間飛行場の約半分で「中途半端。妥協の産物だ」と指摘。「合理性がない。税金を1兆～2兆円も使い、国民に説明も付かない」と述べた。”

<https://www.okinawatimes.co.jp/articles/-/383384>

たしかに、軟弱地盤の問題など、技術的な問題も出てきていますが、辺野古移転は米軍と同意した既定路線であり、同盟関係を軽視するトランプ大統領の在任中に日米同盟を危うくするようなことはするべきではないというのが私の考えです。

2. 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

この意見書には、「統計不正の再発防止と信頼回復のため、十年間で半減した国の統計職員の増員をはじめ、必要な施策と財源措置を抜本的に拡充すること」という要望があり、これに対しては反対するべきでしょう。今回の問題の背景には、マンパワーと予算の不足による手抜きがありますが、だからといって元に戻せと言うのは、いかにも県民クラブらしい「大きな政府」路線です。

今回の手抜きで改善すべき問題として、統計調査が依然として紙ベースで行われていることがあります。現在はIoTの時代ですから、民間企業が社内で蓄積しているデジタルデータに国がオンライン上でアクセスすることができるようにすれば、少ないマンパワーと予算で正確な統計データが入手できるし、民間側の負担も小さくなります。この観点から反対討論をしてはいかがでしょうか。

最後に公明党が発案した意見書ですが、いつものとおり、目標設定は正しいけれども達成手法に問題ありという感じの意見書ですね。

3. 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書

4. 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書

5. 食品ロス削減に向けての更なる取組を進めることを求める意見書

五番目に関しては、平成28年第2回定例会で同じような意見書が出されており、その際には賛成の討論を行ったので、今回は、賛成で討論無しでよいでしょう。三番目と四番目も達成手法に疑問がありますが、目標設定に同意するという点では賛成でよいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

## 1. 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を踏まえ真摯な対応を求める意見書(案)

二〇一九年二月二十四日に行われた辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票では、投票者の約七割超にあたる四十三万四千二百七十三票の反対票が投じられた。これは知事に県民投票の結果の尊重を義務付け、首相と米大統領に結果を通知すると定めた基準である投票資格者総数の四分の一を超え、投票率も五十二・四八%と五十%を超える結果であり、投票の有効性も確立されている。ここに沖縄県民「辺野古ノー」という強い意思が明確に表明された。

ところが政府は、「辺野古が唯一の解決策」として強硬に辺野古米軍基地建設を押し進めている。沖縄県民投票の結果を受けた二十五日の衆議院予算委員会で安倍首相は「普天間飛行場が固定化され危険なまま置き去りにされることは絶対に避けなければならない」と引き続き辺野古移設を推進する意向を表明し、普天間の危険性除去のため「先送りは許されない」と強調している。外交・安全保障は国の専権事項であり地方自治体は口を挟むなど言わんばかりであるが、米軍基地の立地に地方自治体が異議を申し立てる権利まで否定すべきではない。

翁長前知事は二〇一六年の沖縄慰霊の日に平和宣言で「日米安保体制と日米地位協定の狭間で生活せざるを得ない沖縄県民に、日本国憲法が国民に保障する自由、平等、人権、そして民主主義が等しく保障されているでしょうか」と訴えた。県民は二度に『たる知事選挙で「辺野古ノー」の民意を示し、さらに今回の県民投票でも県民の意思として「辺野古ノー」を明確に示したのである。沖縄の民意を無視し続ける現状は、民主主義を崩壊の危機に陥れていると言え、我々地方議会としても国と地方の関係、特に憲法に謳う地方自治の原則から看過するわけにはいかない。

玉城沖縄県知事は、今回の県民投票の結果を尊重し、辺野古の埋立て中止と基地建設中止を求めるとしている。日本国憲法には、法の下での平等、基本的人権の尊重、地方自治の原則が明記されている。

よって、国会及び政府におかれては、今こそ沖縄県民が示した「辺野古ノー」の強い意思を重く受け止め、工事を中断し、真摯に沖縄県と対話し、双方が受入れ可能な合意点を見出すよう強く求める。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

## 2. 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書(案)

国の基幹統計である「毎月勤労統計調査」で十年以上にわたって不正が行われてきたことが発覚した。全数調査すべき従業員五百人以上規模の事業所について、東京都分を二〇〇四年以降、約三分の一の抽出調査しか行っておらず、二〇一八年にはこれを正しくされたように装うデータ改変まで行われていた。こうした不正を全て秘密裏に行い、さらに過去の基礎資料を廃棄してしまった結果、データを補正し再集計することが不可能となった。統計法違反であり、まさに政府の組織ぐるみの隠ぺいと言わざるを得ない。

最優先されるべき雇用保険や労災保険などの追加給付のめどは一部しか立っていない。過小給付の是正が労使負担の雇用・労災保険の特別会計から捻出されることは、行政のミスにつけ回しにほかならない。また、毎月勤労統計の不正は、多くの統計データに波及し、とりわけ二〇一八年の実質賃金は大幅なマイナスであったことが判明した。安倍政権がアベノミクスの成果として盛んに宣伝してきた賃金上昇は誤りであり、日本の経済統計は不

信にまみれた。「消えた給付金」「賃金偽装」は断じて容認できない。さらに、誤った賃金統計を基に当初予算案や消費税増税対策が策定され、日銀の金融政策や年金支給額、公共料金など国民生活のあらゆる分野に問題が波及しており、安倍政権の責任は計り知れない。

国の基幹統計五十六のうち約四割に問題があったことも明らかになっている。厚労省は、毎月勤労統計調査だけでなく「賃金構造基本統計」に関する不適切な調査を放置してきた。総務省が所管する「小売物価統計調査」においても、大阪府で店舗訪問が行われず、過去の価格が報告され続けるという不適切な業務実態が明らかになった。

データ改変を秘密裡に始めた二〇一八年は、森友・加計問題における公文書の改ざん、裁量労働制をめぐる不正データ、障がい者雇用の水増し、失踪外国人技能実習生をめぐるデータねつ造など、前代未聞の不祥事が繰り返された。行政への監視機能を強め、信頼できる行政・政治を取り戻さなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、統計不正の事実解明と再発防止、信頼回復に向け、次の事項について誠実に対応されるよう強く求める。

一 毎月勤労統計調査の不正問題の真相究明を図るため、改めて独立した第三者機関による徹底した検証を行い、政府の責任で公的統計の総点検を行うこと。

二 統計不正の再発防止と信頼回復のため、十年間で半減した国の統計職員の増員をはじめ、必要な施策と財源措置を抜本的に拡充すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

### 3. 農林水産物・食品の輸出力強化を求める意見書（案）

政府は二〇一九年までに農林水産物・食品の輸出額を一兆円に増大させ、その実績を基に、新たに二〇三〇年に五兆円の実現を目指す目標を掲げている。そのような中、二〇二〇年に四千四百九十七億円であった輸出額は、二〇一七年には八千七十一億円と順調に推移しており、直近の二〇一八年の輸出額も目標の一兆円に限りなく近づくものと期待されている。

世界中で日本食ブームの中、「和食」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことも契機として、内外の食市場を積極的に取り込み、生産者等の所得の向上に結び付けるため、国内外において日本食・食文化への理解をより確固なものとし、日本の農林水産物・食品の強みを生かせる市場を国内外に創造していく必要がある。

よって、政府におかれては、二〇一六年に政府が取りまとめた「農林水産物の輸出力強化戦略」に基づき、農林漁業者及び食品事業者のチャレンジや創意工夫が一層引き出され、意欲的な取組が行われるべく、次の項目を実現するよう強く要望する。

一 市場情報の二元的な把握、集約、提供を行うとともに、輸出に関する相談体制の強化や生産者が直接輸出できる販売ルートの確立、海外ニーズとのマッチング支援、輸出先国の検疫等に対応した栽培方法や加工技術の確



立・導入を行うこと。

二 共同輸送の促進等を通じた出荷単位の大口化、最新の鮮度保持技術の普及促進・新規技術開発等により、効率的で低コストの物流体制の構築を図ること。

三 動植物検疫等輸出先国の輸入規制等の緩和・撤廃に向けた輸出環境の整備を行うとともに、生産・加工集荷拠点、物流拠点、海外拠点におけるハード面でのインフラ整備や、制度・手続面の整備・改善など輸出サポート体制の整備等、ソフト面でのインフラ整備を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

#### 4. 妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書（案）

妊婦は診断が難しい疾患や合併症に見舞われる頻度が高く、胎児の発育に悪影響を与える医薬品もあり、診療には特別な注意が必要とされる。中には、妊婦の外来診療について積極的でない医療機関が存在していたことから、妊娠の継続や胎児に配慮した適切な診療を評価するため、平成三十一年度診療報酬改定において妊婦加算が新設された。

しかし、妊婦加算について、関係者に十分な説明がないまま実施されたことや、投薬を伴わないJンタクトレンズの処方に加算するなど、運用上の問題が指摘されている。加えて、妊婦が安心して外来診療を受けられる体制が整備されないまま、妊婦であるというだけで一律に加算されることについては、少子化対策の観点からも問題がある。

こうした指摘を受け、厚生労働省は昨年十二月に平成三十一年一月一日からの妊婦加算の凍結を告示するとともに、改めて、中央社会保険医療協議会で、妊婦が安心できる医療提供体制の充実や健康管理の推進を含めた総合的な支援を議論することとした。

よって、政府におかれては、妊婦が安心して医療を受けられる体制の構築のために、次の事項に取り組むことを強く要望する。

一 医療現場において、妊婦が安心して外来診療を受けられるよう、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、医師の教育や研修の体制を整備すること。

二 保健や予防の観点を含め、妊婦自身が、特有の合併症や疾患、投薬の注意などについて、予め知識を得ることができるようにすること。

三 妊婦加算の見直しに当たっては、妊婦が加算分を自己負担することの影響にも十分配慮しつつ、開かれた国民的議論を行うこと。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。平成三十一年

## 5. 食品ロス削減に向けての更なる取組を進めることを求める意見書（案）

まだ食べることができる食品が、生産、製造、販売、消費の各段階で廃棄される、いわゆる食品ロスは国内発生量が年間六百四十六万トン（二〇一五年度）と推計されており、これは国連の世界食糧計画（WFP）が発展途上国に食糧を援助する量の約二倍に上り、その削減は今や我が国における喫緊の課題と言える。

政府は、国連の「持続可能な開発目標（SDGs）」に沿い、家庭での食品ロスの量を二〇三〇年度までに半減させることを目指しているが、事業者を含め国民各層の食品ロスに対する取組や意識啓発は、今や必要不可欠である。

食品ロスを削減していくためには、国民一人一人が各々の立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体に拡げて行くことを目指して、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくことが重要である。

また、まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない人に提供するなど、できるだけ食品として活用していくことも重要である。

よって、国会及び政府におかれては、国、地方公共団体、事業者、消費者等が一体となって食品ロス削減に向けての取組を進めるため、次の事項について真摯に取り組むことを強く要望する。

一 国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、食品ロスの削減を総合的に推進するため、法律の制定を含めたより一層の取組を実施すること。

二 商慣習の見直し等による食品事業者の廃棄抑制や消費者への普及・啓発、学校等における食育・環境教育の実施など、食品ロス削減に向けての国民運動をこれまで以上に強化すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

2019年 第1回定例会 意見書に対する討論（本文）

受信トレイ

3月8日(金) 16:47

To 自分

討論案をお送りします。

2019年 第1回定例会 意見書に対する討論

1. 統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書

1.1. 討論

第2号議案「統計不正問題の真相究明と信頼回復を求める意見書」に反対する立場で討論を行います。

本意見書は、「統計不正の再発防止と信頼回復のため、十年間で半減した国の統計職員の増員をはじめ、必要な施

策と財源措置を抜本的に拡充すること」を求めています。

毎月勤労統計調査の件にせよ、賃金構造基本統計調査の件にせよ、小売物価統計調査の件にせよ、調査において手抜きが行われた背景に、マンパワーと予算の不足があることはたしかです。しかし、マンパワーと予算を増やさなくても、正確な調査を行うことは技術的に可能です。

現在、行政が行っている統計調査は、基本的に紙ベースで行われています。紙ベースの調査は、行政側に手間と費用がかかるだけでなく、調査を受ける民間側にも調査票記入の負担がかかります。オンライン調査のシステムも用意されていますが、データを手入力しなければならないので、負担軽減になっていません。

多くの企業は、賃金や勤務時間の記録をデジタル・データとして社内で保管しています。それをそのまま統計用に使えるようにすればよいのです。具体的に言うと、行政が API、アプリケーション・プログラミング・インターフェースを提供して、企業のデータベースと連携できるようにすれば、企業はいちいち再入力をしなくても、データをそのまま提出できるようになります。

民間の会計ソフトの中には、国税電子申告・納税システム、e-Tax が提供する API を活用し、クラウド上で管理しているデータベースを連携させ、簡単に納税手続きを完了できるようにしているところもあります。賃金や勤務時間などのデータの収集も同じことをすればよいのです。

物価のデータは、現在、調査員が店舗や世帯から調査品目の価格や家賃などを聞き取るという方法で収集されています。こうした実地調査には人と金が必要で、その制約上、限られた品目の物価を月単位でしか調査できません。しかも、発表まで時間がかかるので、日銀や政府は機動的な金融政策や財政政策を打ち出すことができません。

これに対して、民間では、スーパーのレジで商品の販売実績を記録する POS データやネット上の価格情報のウェブスクレイピングを活用し、総務省の調査よりも低コストで、より多くの品目を調査し、より迅速に日単位の物価動向を発表する CPI ナウというサービスが提供されています。総務省も、民間の先端的な手法を見ならうべきです。

本意見書は、政治的な動機によるデータの改変や破棄をも問題にしていますが、この問題も技術的に解決可能です。国と各自治体が、分散型台帳技術を用いてデータを共有すれば、改竄が困難になり、また、どこかのサーバーがデータを失っても容易に他のサーバーから復元できます。

政府は、世界最先端 IT 国家創造宣言を出し、官民データ活用推進を謳っています。そうであるならば、統計データを収集する際にも、IoT 時代にふさわしいビッグデータの処理方法を採用し、より少ない人員、予算で、より正確で、より迅速な発表を行うべきです。

以上の理由から、従来型の調査方法を前提に、職員の増員と財源措置の拡充を要求している本意見書に反対します。

## 1.2. 参考

### 1.2.1. 政府統計オンライン調査

<https://www.e-survey.go.jp/>

政府統計オンライン調査は、政府の統計調査にインターネットを使ってオンラインで回答できるように開発した汎用システムです。

### 1.2.2. API (Application Programming Interface)

<http://e-words.jp/w/API.html>

API とは、あるコンピュータプログラム（ソフトウェア）の機能や管理するデータなどを、外部の他のプログラムから呼び出して利用するための手順やデータ形式などを定めた規約のこと。

### 1.2.3. e-Gov の外部連携 API

[http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface\\_api/](http://www.e-gov.go.jp/shinsei/interface_api/)

外部連携 API に対応したソフトウェアだけを利用して e-Gov において取扱う行政手続に係るオンライン利用のための業務・作業を完結させることができる環境整備を促し、利用者側の電子申請・届出に係る作業負担の更なる軽減を図る。

#### 1.2.4. 小売物価統計調査の方法

<https://www.stat.go.jp/data/kouri/handbook/pdf/hanasi03.pdf>

小売物価統計調査は、調査品目によって調査する主体が異なります。多くの品目で、調査員が、店舗や世帯から調査品目の価格や家賃などを聞き取っています。調査員は、聞き取った価格情報等をタブレット端末に入力し、総務省統計局に送信しています。そして、総務省統計局と都道府県の担当者は、送信されたデータを共有しながら価格情報等の審査や分析を行います。

##### 1.1.1. 日経 CPINOW

<https://lp.nowcast.co.jp/>

POS データ、Web-Scraping を活用した 総務省に準拠する CPI

##### 1.1.2. ウェブスクレイピング

<https://ja.wikipedia.org/wiki/ウェブスクレイピング>

ウェブスクレイピング (Web scraping) とは、ウェブサイトから情報を抽出するコンピュータソフトウェア技術のこと。ウェブ・クローラーあるいはウェブ・スパイダーとも呼ばれる。通常このようなソフトウェアプログラムは低レベルの HTTP を実装することで、もしくはウェブブラウザを埋め込むことによって、WWW のコンテンツを取得する。

## 2. 辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を踏まえ真摯な対応を求める意見書

### 2.1. 討論

次に、第 1 号議案「辺野古米軍基地建設のための埋立ての賛否を問う沖縄県民投票の結果を踏まえ真摯な対応を求める意見書」に反対する立場で討論を行います。

県民投票の結果は尊重されるべきものではありませんが、法的拘束力はないし、そもそも安全保障の問題は国全体の利害にかかわる問題であり、一地域の意向だけで決めてよい案件ではありません。

先月ハノイで行われた米朝首脳会談は事実上決裂し、北朝鮮がミサイル施設を再建するなど、米朝関係は再び緊張し始めています。また中国の習近平主席は、一月に発表した「台湾同胞に告げる書」で、台湾独立を阻止するためには武力使用も辞さない決意を表明しました。日中関係は改善しつつありますが、尖閣諸島周辺の領海への中国海警局の船による侵入は今も続いています。

このように東アジアの安全保障をめぐる状況が依然として厳しい中、日米の同盟関係を揺るがすかもしれない日米合意の見直しは好ましくありません。特に、戦後最も同盟関係を軽視する大統領が在任中であるこの時期に、日米安保見直しの口実を与えるようなことはするべきではありません。

トランプは、大統領選挙の予備選が行われていた時、日米安保の見直しや在日米軍撤退の可能性に言及しました。大統領就任後、持論を封印していますが、同盟関係を重視していたマティス国防長官は既に辞任しており、今後、通商交渉のディールとして日米安保の見直しが使われるかもしれません。

日米安保は我が国の安全保障の基軸であり、万一米国が日米安保を破棄するなら、尖閣諸島どころか沖縄県の領有すら危うくなります。中国共産党機関紙の人民日報は、2013 年に「歴史的に未解決の琉球問題を再び議論できる時が来た」とする論文を掲載し、中国が沖縄の領有権を主張できることを示唆しました。中国政府はまだ公式に沖縄の領有権を主張してはいませんが、それは日米安保があるからです。もしも米国が日米安保を破棄するなら、中国が尖閣諸島のみならず沖縄県をも実際に領有しようとする可能性が高くなります。

日本全国の米軍専用施設の七割が沖縄に集中しており、沖縄にだけ基地負担を押し付けることは不公平であると

感じている沖縄県民は多い。しかし、日本が実効支配している領土の中で、他国からの侵略を受ける可能性が最も高いのが沖縄県である以上、受益者負担の原則から言って、沖縄県に米軍基地が集中することは必ずしも不公平とは言えません。沖縄県が第二のチベットあるいはウイグルになった場合、最も大きな不利益を被るのは沖縄県民であります。

以上の理由から、本意見書には反対いたします。

## 2.2. 参考

### 2.2.1. 台湾同胞に告げる書

[http://jp.xinhuanet.com/2019-01/02/c\\_137714642.htm](http://jp.xinhuanet.com/2019-01/02/c_137714642.htm)

中国は平和統一のために広々とした空間を作り出す意思を持つが、さまざまな形式の「台湾独立」分裂活動にはいかなる空間も決して与えない。中国人は、同じ中国人を戦いの相手にしない。われわれは、武力の使用を放棄することを約束せず、あらゆる必要な措置を取る選択肢を保有するが、それはあくまでも外部勢力の干渉と極めて少数の「台湾独立」分裂勢力および分裂活動に対するもので、決して台湾同胞を対象とするものではない。(新華社北京 1 月 2 日)

### 2.2.2. 人民日報「沖縄帰属問題議論を」中国の領有権示唆

[https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0807T\\_Y3A500C1FF2000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASGM0807T_Y3A500C1FF2000/)

中国共産党機関紙、人民日報は 8 日付で「歴史的に未解決の琉球（沖縄）問題を再び議論できる時が来た」と主張する論文を掲載した。党・政府の見解を示す同紙が沖縄の帰属を未解決と断じ、中国の領有権を示唆したのは初めて。沖縄の帰属を持ち出し、尖閣諸島を巡る問題で日本をけん制する狙いがある。

執筆した社会科学院の研究者らは「琉球は明清両朝の時期、中国の属国だった」とし、日本が武力などで併合したと強調。1894～95 年の日清戦争後の下関条約に関し「(敗北した) 清政府に琉球を再び問題にする力はなく、台湾と付属諸島（尖閣諸島を含む）、琉球は日本に奪い去られた」と主張した。中国政府は従来、沖縄を日本領と認めてきた。だが、外務省報道官は 8 日の記者会見でこれに言及せず「琉球と沖縄の歴史は学術界が長く注目する問題」としただけだった。

### 2.2.3. トランプ氏、日本の核兵器保有を容認 米紙に語る

[https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM27H0S\\_X20C16A3FF8000/](https://www.nikkei.com/article/DGXLASGM27H0S_X20C16A3FF8000/)

米大統領選の共和党候補指名争いで首位を走る不動産王ドナルド・トランプ氏（69）は大統領に就任した場合、日本の核兵器保有を容認する考えを示した。日本が在日米軍の駐留経費負担を増額しなければ撤退させる方針も明らかにした。日米安全保障条約の見直しにも言及した。これまで日米安保を「不公平」とは述べてきたが、米軍撤退に触れたのは初めて。

トランプ氏は在日米軍に関して「米国には巨額の資金を日本の防衛に費やす余裕はない」と説明。在日米軍の駐留経費の大幅な増額を拒んだときには米軍を撤退させるのかとの質問には「喜んでというわけではないが、答えはイエスだ」と答えた。

整理番号 89

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

給料支払明細書		
平成31年3月31日		
[Redacted] 殿		
支給額	基本給	¥175,000
	時間外手当	
	通勤手当	¥20,000
	合計	¥195,000
控除額	健康保険料	
	厚生年金	
	雇用保険料	¥585
	所得税	
	合計	¥585
差引支給額		¥194,415
事業所名 おおいた維新の会 [Redacted] 受領印		

事業名、使途及び内容等

政務活動補助員 3月分給与

あん分による充当の場合

あん分の率 ( 50/100 )

あん分による政務活動費の充当額 ( 97,500 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 90

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<h2>領 収 書</h2>	
No. _____	
<h3>おおいた維新の会 会派 様</h3>	
金 額	内
<h1>¥19,763-</h1>	
消費税等	
俱 電気代案分として	
2019年 3 月 31 日	
おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中村	
上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-38-5361	

事業名、使途及び内容等

電気料金 3月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 91

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥1,306-	内 消費税等
但 ガス代案分として		
2019年 3 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中央町5-36号 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361	

事業名、用途及び内容等

ガス料金 3月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)



整理番号 92

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥710-	内
		消費税等
但 水道代案分として		
2019年 3 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-5361	

事業名、使途及び内容等

水道料金 3月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号 93

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

領 収 書		No. _____
おおいた維新の会 会派 様		
金 額	¥4,033-	内
		消費税等
但 電話代案分として		
2019年 3 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市中山町1番地16号 上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX0972-28-5361	

事業名、使途及び内容等

電話料金 3月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

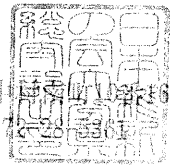
整理番号

94

領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">領 収 書</p> <p style="margin: 0;">No. _____</p>	
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">おおいた維新の会 会派 様</p>	
金 額	内
<p style="font-size: 24px; margin: 0;">¥4,200-</p>	
消費税等	
<p>但 コピー機リース料案分として</p>	
2019年 3 月 31 日	おおいた維新の会 〒876-0854 大分県佐伯市 TEL0972-28-5860 FAX0972-28-5861
上記の金額正に領収いたしました	



事業名、使途及び内容等

コピー機リース料 3月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)

整理番号

95

# 領収書等の添付様式

領収書その他の証拠書類の添付欄

## 領 収 書

No. \_\_\_\_\_

### おおいた維新の会 会派 様

金 額

# ¥64,800-

内

消費税等

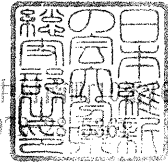
但 事務所家賃案分として

2019年 3 月 31 日

おおいた維新の会

〒876-0854 大分県佐伯市中

上記の金額正に領収いたしました TEL0972-28-5360 FAX09



事業名、用途及び内容等

事務所家賃料 3月分案分として

あん分による充当の場合

あん分の率 ( )

あん分による政務活動費の充当額 ( 円)

一部のみ打切り充当した場合

政務活動費充当額 ( 円)